

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 吉岡 美智子

1 日 時

平成27年3月13日（金） 午後1時01分から
午後4時41分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

吉岡美智子、濱田洋、阿部英仁、田中利明、酒井喜親、首藤隆憲、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

桜木博、守永信幸、戸高賢史、堤栄三

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 日高雅近、会計管理者 阿部恒之、
議会事務局長 河野潔、人事委員会事務局長 山田英治、監査事務局長 青木正年
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案、第12号議案、第16号議案から第20号議案まで及び議員提出第1号議案については、可決すべきものと、第1号報告のうち本委員会関係部分及び第2号報告については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第41号議案については、可決すべきものと農林水産委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
第47号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情50について、質疑を行った。
- (4) 新たな政策展開に関する研究会の報告について及び祖母傾ユネスコエコパークにつ

いてなど、執行部から報告を受けた。

(5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	赤峰宏史
政策調査課調査広報班	主査	上田雅子

総務企画委員会次第

日時：平成27年3月13日（金）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係 13：00～15：00

(1) 付託案件の審査

議員提出第1号議案 おんせん県おおいた観光振興条例の制定について
第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

- ①新たな政策展開に関する研究会の報告について
- ②第17回別府アルゲリッチ音楽祭及びしいきアルゲリッチハウスについて
- ③祖母傾ユネスコエコパークについて
- ④大分フットボールクラブについて
- ⑤県立美術館の開館について

(3) その他

3 会計管理局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局関係

15：00～15：20

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
第 12号議案 平成27年度大分県用品調達特別会計予算について
第 2号報告 裁判上の和解について

(2) その他

4 総務部関係

15：20～16：50

(1) 合い議案件の審査

第 41号議案 指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部
改正について
第 47号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
第 2号議案 平成27年度大分県公債管理特別会計予算について

- 第 16号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 第 17号議案 包括外部監査契約の締結について
- 第 18号議案 独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備について
- 第 19号議案 大分県行政手続条例の一部改正について
- 第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- 第 1号報告 平成26年度大分県一般会計補正予算（第4号）について（本委員会関係部分）

(3) 付託外案件の審査

陳 情 50 慰安婦問題の解決を求める意見書の提出について

(4) 諸般の報告

①大分県税条例等の一部を改正する条例案について

(5) その他

5 協議事項

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

吉岡委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 9 件、報告 2 件及び農林水産委員会並びに文教警察委員会から合い議のありました議案 2 件でございます。

この際、案件全部を一括議題とし、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、議員提出第 1 号議案おんせん県おおいた観光振興条例の制定について、桜木副議長、守永議員、戸高議員、堤議員に出席の上、説明をお願いしたいと考えますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、そのように決定いたします。

〔桜木副議長以下政策検討協議会関係議員 4 名入室〕

吉岡委員長 それでは、議員提出第 1 号議案おんせん県おおいた観光振興条例の制定について、政策検討協議会会長であります桜木副議長からご説明をいただきます。

桜木委員外議員 議員提出第 1 号議案おんせん県おおいた観光振興条例の制定について、概要をご説明いたします。

本県では、今月下旬の東九州自動車道の県内全線開通を初め、県立美術館の開館、J R デスティネーションキャンペーンなどが予定されており、観光振興に対する県民の気運が高まっていることから、政策検討協議会は、本県の観光の振興を図るため議員提案による政策条例の制定に向け、県内の観光関係者や県執行部から意見を聞きながら、検討、協議を重ねてまいりました。

一昨日の本会議で提案理由の説明はいたしましたので、重複するところもあるかと思いますが、条例の具体的な内容を含めてご説明を申し上げたいと思います。

2 ページの右から 7 行目の目次をごらんください。

条例の内容につきましては、前文と第 1 章総則、第 2 章観光の振興に関する基本的施策、第 3 章観光の振興に関する施策の推進で構成し、全 22 条となっております。

2 ページの左から 5 行目、1 番下をごらんください。

観光は、観光業を初め商工業、農林水産業など関連する多くの産業分野に波及効果をもたらし、また交流人口の増加等によって新たな産業や雇用の創出にもつながることから、活力ある地域づくりに寄与することが期待されています。

このため、3 ページの中ほどになりますが、おんせん県おおいたのさらなる魅力の向上を目指す必要があることから、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が相互に連携し、協働して観光振興と地域づくりを一体的に推進するため、県議会としてもその一助となるべく、本県の観光振興について条例を制定したいと考えています。

3 ページの中ほどをごらんください。

第 1 章は、観光を振興し、活力ある地域づくり及び本県の経済の発展を図ることを目的

とし、基本理念や県の責務、市町村の役割等を定めています。

5ページをお開きください。中ほどをごらんいただきたいと思います。

第2章は、第1節国内外に対する誘客活動の強化、第2節魅力ある観光地の形成及び人材の育成、第3節観光旅行を促進するための環境の整備の全3節で、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めています。

7ページをお開きください。

右から2行目をごらんください。第3章には、県が観光振興基本計画を定めて、基本的施策を推進するために必要な体制の整備等を定めています。

以上であります。よろしく願いをいたしたいと思います。

吉岡委員長 ありがとうございました。

次に、本議案について執行部の意見を求めます。

日高企画振興部長 おんせん県おおいた観光振興条例について、意見を申し上げます。

地方創生が叫ばれる中、観光は地域の元気創造を目指す上で非常に重要であると同時に、裾野の広い産業であり、「しごとづくり」にも有効となっております。

県では平成24年8月に大分県ツーリズム戦略を策定し、商標登録もしましたおんせん県おおいたとしてのPRやJRデスティネーションキャンペーンの誘致など、官民挙げた観光・ツーリズムの振興に力を入れているところです。

ただいまご説明いただいた本条例案では、本県の現状を踏まえた上で、県を挙げて効果的な取り組みがなされるよう、基本理念に加え、県の責務や市町村、県民、観光事業者、観光関係団体の役割が明らかにされています。

また、国内外に向けた誘客や情報発信、人材育成、観光旅行を促進するための環境整備など観光施策の基本的な事項が定められています。

条例の趣旨は、大分県ツーリズム戦略で行ってきたこれまでの方針を後押しするもので、企画振興部として条例制定を心強く感じています。

今後とも、県議会のご理解、ご協力をいただきながら、議会と執行部が車の両輪という関係で、効果的な観光施策を推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

吉岡委員長 政策検討協議会及び執行部の双方から説明をいただきましたので、これより質疑に入ります。

酒井委員 今回、地方創生も含めて、人口減少の中で観光に力を入れていくというのは、特に交流人口をいかにふやしていくかというのが非常に重要だろうと思います。そういう中で今回の条例は、主に基本条例で、基本的な理念を中心にした条例でありますから、今後これをどう肉づけをしていくかがこの観光振興につながるというふうに思っております。政策検討協議会の議員の皆さんは、長い間かけてこの基本条例案を他の県も参考にしながらつくったというふうに思います。

問題は、これにどのように肉づけをして、具体的にこれを推進していくかが、やっぱり観光振興につながるというふうに思っております。そこで、部長にお尋ねしますが、今、議会と両輪ということでありました。やる以上は、これは徹底してやらないと、よその県もかなり観光には力を入れておると思います。極端に言えば、東京などに行って、人の多いところなどで観光宣伝するなんて、やっぱり具体的に行動の中で示す必要があるというふうに思いますから、そうした具体的な観光に対する取り組み等をこれに基づいて何か考

えておるとすれば示していただきたい。

同時に、1番最後の7ページの財政上の措置ということで、今、海外の観光客もかなり来ていますけど、海外の観光客は大きいホテルとか余り泊まらないんですね。やっぱり日本の文化を見に行きたいということで、昔の旅館的なところがあるところに非常に喜んで泊まっておる傾向があります。日田でも何人か来て、そういう実態を私も目の当たりにしたところがございます。したがって、今、旅館の人たちが言っているのは、「海外の観光客を受け入れたい。しかし、なかなか旅館は設備を施すお金がない」ということ等から、例えば日田の場合は木造づくりとか、木材を使ったロビーとか、そういう日本の文化に合った施設にしたいという要望も強いわけでありまして。したがって、「幾らかかなりの補助があれば、それなりのこともしたい。」ということも言われておりますから、財政上の措置とは大体どのようなことを考えておるのか、お聞きをしたいと思います。

日高企画振興部長 ありがとうございます。まち・ひと・しごと創生という流れの中でも、この観光の取り組みというのは、我々県——都道府県、また市町村でも非常に積極的に進めております。先般の補正予算の中でもインバウンド観光産業の基盤整備事業について、私どもから提案させていただき、議会の了承をいただきました。

このほか、平成24年8月につくった大分県ツーリズム戦略に基づく事業という形で、今、広範な取り組みを進めております。JRデスティネーションキャンペーンをことし行います。こういった形で県内がかなり盛り上がりを見せておりますので、そういう関係団体、あるいは市町村と一体となって観光ツーリズムの振興に取り組んでいきたいと思っております。

酒井委員 財政上のあれはどういう範囲を考えておるのか、県としてどうですか。

日高企画振興部長 それぞれ予算の中でしっかりと要求して、その予算の中で位置づけていくという形ですけれども、それを単発で終わらせないように、しっかりツーリズム戦略の中に位置づけて、長期的な視点を入れてやっていきたいというふうに考えております。

酒井委員 その場合は、いろんなこれから要望も——これに関する要望が出てくると思いますが、そういうのを聞きながら肉づけをしていくということによろしいですか。

日高企画振興部長 はい。

酒井委員 それともう1回、前に戻ります。よそもJRデスティネーションキャンペーンとかポスターとか張ったり、同じことを全部やっているんですね。だから、それ以上のことを今後ぜひ、やっぱりこれだけ交流人口をふやしていこうとか、多くの人に大分に来てもらうためには、おんせん県という大きな目玉があるわけですから、よそと違ったPRを要望しておきたいと思えます。

吉岡委員長 酒井委員、要望ということでよろしいですか。

酒井委員 はい。

吉岡委員長 ほかにございませんか。

田中委員 今回の観光振興条例は、時宜を得た条例だと思っております。桜木政策検討協議会会長を初め委員の皆さんのご労苦に敬意を表します。

先ほど総論的な話で——条例は総論的になっているんですけれども、これを一層進めるための推進要綱とか、計画を立てていかなければならないと考えます。ただ条例ありきだけでは全く意味のないものになってくるんじゃないかと思いますが、推進要綱はいつごろ

つくられて、その数値目標などがどんな形で表現されていくものなんでしょうか、お尋ねします。

また、どこが推進母体となるのかですね。県がこれを主管していくというのか、管理していくのは間違いないんですけど、具体的に推進する主体はどこなのか説明をお願いします。

それと、よく言われるのは、ツーリズムおおいたと各市町村観光協会がございいますが、ここがばらばらになっているというかな——ある意味では1つになっている形はとるけれども、佐伯の観光協会を見ても独自のものであって、これから臼杵、津久見とか宮崎県とか、広域観光というものをやっぱり視野に入れる時代に来ておるわけであって、その視点の広さとか、あるいはまた自分のところだけがもうかりゃいいんじゃないじゃなくて、やっぱり人様をもうけさせて自分のところももうかるとか、そういう観光の1つの哲学というか、こういうものもやっぱりこういう中でうたわれているかどうか知りませんが、非常に大事な側面になってくると思います。その点についてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

阿部観光・地域局長 まず、お尋ねのこの条例を具体的に推進するという点についてでございますけれども、7ページの第19条に観光振興基本計画というものをつくるように定められております。これに基づきまして、第2期のツーリズム戦略、それを観光基本計画と位置づけて、今、見直しの最中でございます。早速この条例に基づいた計画として、8月ぐらいを目途に出したいというふうに思っております。現在、民間の事業者の方、観光協会の皆さん等の意見をいろいろ伺っている最中でございます。

それからもう1点、ツーリズムおおいたと観光協会、それから広域観光の視点でございますが、まさにこの条例並びに戦略を推進するかなめになるのは、ツーリズムおおいたであろうというふうに考えております。そのツーリズムおおいたのあり方も含めて、この新しい戦略の中で検討していきたい——ツーリズムおおいたと観光協会、観光協会同士の連携、こういったものもしっかり取り組んでいきたいと思っております。今、幸いデスティネーションキャンペーンの中で、広域にどうお客様に動いていただくかという取り組みも進めておりますので、今後ますますその辺に力を入れてまいります。

田中委員 わかりました。期待感を込めて、頑張ってくださいと思います。

濱田副委員長 全体としては、非常によく全てにわたってできておるというふうに思っております。

ただ、例えば具体的過ぎるかもしれませんが、前文で湧出量、泉源、これは日本一なんですね。例えば関アジ、カボスもやはり日本一なんじゃけれども、大分県でずっと日本一をキープしているのはシイタケなんです。やっぱり何を売るかというたときに、基本的に日本一というのが十何個か大分県はあります。だから、そういうものを具体的な何かの——全部は入れんでもいいけれども、この前文とかに——これは、例えば県民が見たり、今、日本の県でどれだけの県が観光の条例あたりをつくっておるかには知りませんが、やっぱりつくっていない県は大分県とか、またつくっておる県を参考に思うんです。そういう場合に、やはり本当に大分県が売りたいもの、あるいは、今、日本一をキープして、これをもっと伸ばしていきたい、そういうものが言葉の中に出てきていないと、基本的には本当の発信にならんのかなというのじゃないかなということを感じますけれども、その辺はどうお考えですか。

桜木委員外議員 私のほうからお答えします。確かに言われるとおりでございますけれども、この総則、前文の中で2ページに書いてございますジオパークや農業遺産とか、そういうものが入っていますので、一つ一つを入れるのが非常に難しいから代表的なものだけを入れて、出してあるというようなことでございます。

ですから、実施面でもってこれから執行部がいろんなものをつくってくれますので、そういう中に織り込んでいけばいいんじゃないかなというふうに思っております。よろしゅうございますか。

濱田副委員長 ほんの数文字ですから、私は関アジの次にシイタケを入れてカボスを——そのくらいはやっぱり、これずっと、今、日本の乾シイタケのシェアの50%を占めちゃうんですね。15年連続日本一なんです。その1行もないじゃないですか。やっぱりその辺をぜひ——1行ですから、数字ですから、入れてもらいたいなと、そう思います。ぜひ入れてください。

桜木委員外議員 検討します。

守永委員外議員 せっかくそのような貴重なお申し出、大変ありがたいと思っておりますけれども、全てを——トップの分を並べていけば限りない、それほど自然に恵まれた大分県であるという部分にゆえんするわけですけども、その中でも特筆して県外の方々に大分がイメージのつくものということで、関アジ、関サバ、カボスといったものを並べているということです。

あと世界農業遺産という部分がよその県にはない特筆と思うんですが、その世界農業遺産というのは国東・宇佐地域における自然と、そこで育つシイタケ生産、その農業生産システムをここで遺産として登録されたわけでありますので、この世界農業遺産、大分における世界農業遺産とは何だろうかといったときに、そこには必ずシイタケが出てまいりますので、それでお許しをいただければと思います。

濱田副委員長 いや、それは字になっていないからね。ぜひ文字で入れてもらいたいんです。だから、イメージとしてあっても、例えばそうであれば、カボスよりシイタケのほうが——カボスを削ってシイタケを入れてもいいじゃないですか。（「賛成」と言う者あり）近ごろカボスは日本一で、しかし、全国的にはスダチとかあんなのにまだ負けていますよ。だから、本当ならばシイタケを入れてカボスを削ってもいいです。

吉岡委員長 今の濱田副委員長のご意見に対して、執行部かもしくは検討協議会から何かありますか。（「もういいです」と言う者あり）

戸高委員外議員 これは何度も案を示して、会派にも意見をいただくような機会を何度かつくっております。そのときにそういった貴重なご意見をいただければ、政策検討協議会でもそれはちょっと議論をする機会がありましたけれども、もうこういった形でおりますので、経過等をご了承いただきたいというふうに思います。（「何らかの形でね」と言う者あり）

田中委員 委員長、ちょっともう一遍言いたいことがある。

特に僕は人材育成が基本中の基本だというふうに思っておるんですけども、特にこれは成人というか、観光業に携わる方を含めての成人対象のみならず、小中学生とか高校生ぐらいまでの間にやっぱり基本的に観光学やないけれども、いわゆる大分大学の何か——これも亡くなった方が、大分学とかいうのをやっておるでしょう。ああいうものをやっぱ

り学校教育の中に取り入れながら、難しい言葉ではなくて、かみ砕いて、そういう基礎知識を、例えば小学校4年生では佐伯市の場合、「私たちの佐伯市」ということで、そういう人物とか観光なんかも入れながら副読本をつくっているわけですよ。

そういうところの、やっぱり子供たちに観光というものをきちっと学びとってもらうことが観光に生きる我々の基礎要素となり得ると思うんですけども、ここはどのように議論をされておったのかお聞きしたいと思います。その辺、どうですか。

桜木委員外議員 8回にわたる検討協議会の中で、いろいろと話は出ました。

しかし、集約的に、やはり条例ですからまとめていかないといけないし、具体的なことについては、我々は執行部を動かして実施させるというようなところに持っていくのが議員提案条例だというふうに思っておりますので、そういう中でそれは出前県議会とか出前講座とかありますので、またそういう部分で実施をしていただければいいんじゃないかなというふうには思っております。

田中委員 ちょっとポイントが私とずれるんですが、私は教育委員会まで巻き込んでこういう観光の推進を入れなさいという意味での教育をやっぱり小さいころからすべきだなという、そういう意見ですけど、これは執行部のほうに注文をつけておきますから、そういう意味での幅広い人材育成を考えていただきたいと、こういうことでお願いしておきます。もうそれ以上の答えは要りません。

戸高委員外議員 第14条の中に「県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない」というようなところが、一応、委員の言われた趣旨に沿った形の――失礼、その後の第15条ですね。「県民への情報及び学習機会の提供」ということで、この第15条にその記載を入れさせていただいているというところでございます。

田中委員 県民といえばね、成人対象が大変多いわけです。そここのところの学校教育も含めてやってもらいたいということをつけ加えておきます。説明はいいです。

桜木委員外議員 新しい組織でもってですね、具体的に入れてもらえばいいんじゃないかなというふうに思っています。

田中委員 お願いします。

吉岡委員長 条例に対する期待もたいへん大きいということで、またみんなで一緒に取り組んでまいりたいと思います。

ほかにご質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

桜木副議長初め政策検討協議会の皆さまには、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございました。

〔桜木副議長以下政策検討協議会関係議員4名退室〕

吉岡委員長 次に、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

日高企画振興部長 それでは、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係についてご説明します。

お手元の企画振興部総務企画委員会資料の1ページをお開き願いたいと思います。

平成27年度の当初予算案を所属別にまとめたものでございます。

左から2列目、黒い枠で囲んでおりますけれども、平成27年度当初予算額でございます。①の欄の下から3段目に27年度計③というのがございます。ここにありますように、事業費と人件費を合わせまして57億7,195万4千円が当部の27年度当初予算の額でございます。

その下の平成26年度当初予算額と比べてみますと、1番下にありますように43億5,758万1千円の減であります。大きな減でございますけれども、これは昨年10月末に竣工した県立美術館に係る建設事業費が48億7,425万1千円ありましたので、それが落ちたのでこれだけ大きく落ちております。

その下に括弧書きをしております。この括弧書きは県立美術館建設事業を除いた額で比べた場合ですが、それを除きますと5億1,667万円の増となっております。

増の要因、今から個別に説明いたしますが、私からいくつか項目だけ説明させていただきます。4月24日に開館する県立美術館への県内小学生の招待、7月から9月にかけて開催されるおんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンの取り組み、新たな長期総合計画の策定、5年に1度実施される国勢調査などが主な要因でございます。

以下、主な事業につきまして、各所属長からご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島政策企画課長 政策企画課関係の主なものについて、ご説明いたします。

お手元の平成27年度予算に関する説明書の136ページをお開きください。

事業名欄の2番目、新長期総合計画策定事業費1,523万9千円でございますが、これは、現行プランの安心・活力・発展プラン2005が来年度目標年度を迎えることから、新たな長期総合計画を策定するために要する経費でございます。

次に、455ページをお開きください。

事業名欄の1番上、公立大学法人運営費交付金4億4,637万3千円でございます。これは、主に芸術文化短期大学の運営に要する経費として、人件費及び運営費の年間所要額から授業料・入学料等の自己収入を控除した額を芸術文化短期大学へ交付するものでございます。

以上で政策企画課の説明を終わります。

堀国際政策課長 国際政策課関係の主なものについて、ご説明いたします。

同じ平成27年度予算に関する説明書の133ページをお願いいたします。

事業名欄の上から2番目にあります海外戦略推進事業費1,909万7千円でございます。これは、アジアの活力を取り込み、本県産業の活性化を図るため、海外戦略に基づき、県内企業の海外展開支援や国際人材育成支援、中国湖北省との交流促進などに取り組むものでございます。

特に、右の欄の2番目、地域グローバル人材育成事業費補助180万円が新規事業です

が、これは文科省の外郭団体である日本学生支援機構の新規補助事業を活用し、県内企業の協力も得て、県内大学生の短期海外留学による地域人材育成を支援するものでございます。

次に、その下の第25回日米草の根交流サミット開催事業費236万円でございます。これは、本県の魅力の情報発信と国際交流の推進を図るために、本年7月に日米草の根交流サミットを本県において開催するに当たりまして、実行委員会に対する負担金を拠出するものでございます。米国各地から約120名前後のアメリカ人が来県し、約1週間滞在中で、県内各地域においてホームステイや文化交流など、市民レベルでの交流を図るものでございます。

次の134ページをお開きください。

1番下にあります外国人留学生支援事業費3,075万1千円でございます。これは、将来本県との交流のかけ橋となる人材育成を図るため、県内の私費外国人留学生80名に奨学金を交付するとともに、大分県講座や地域貢献活動に取り組んでもらうことで、留学生人材の活用を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

甲原パスポート室長 パスポート室関係について、ご説明いたします。

135ページをお開きください。

事業名欄の上から3番目、旅券事務費3,790万2千円でございます。これは、OASISひろば21のパスポートセンターと別府市ほか16市町村において、旅券申請受理及び旅券の作成・交付事務を行う経費でございます。

以上でパスポート室の説明を終わります。

渡辺広報広聴課長 広報広聴課関係の主なものについて、ご説明をいたします。

同じ説明書の145ページをお開きください。

事業名欄の1番下、広報活動費2億1,919万4千円でございます。これは、県政広報に要する経費で、主なものは右側の説明欄に掲げておりますが、県政テレビ番組やラジオ番組の放送、各新聞への「県政だより」の掲載、県政広報紙等の発行に要する経費であります。

特に、右端の説明欄の1番下にあります安心おおい県政情報発信事業費378万円ですが、これは大分県の地方創生を実現するための新番組をつくる経費として計上したもので、ラジオの特性を生かしまして現場リポートを交えたり、また仕事づくりや子育て支援などの政策への理解を深め、県内で働き、暮らそうという気運の醸成を図るものです。

次の146ページをごらんください。

事業名欄の1番上のマルチメディア広報推進事業費316万3千円でございますが、県主催のイベントや県政広報をインターネットにより情報発信するために要する経費でありまして、特に県庁ホームページはこの年度末に改修して、新しく生まれ変わる予定であります。スマートフォン対応や音声読み上げ機能、複数の検索機能を追加するなど、より使いやすく、わかりやすいホームページとなるようなデザインの見直しを行っております。

1つ飛ばしまして、おおい地域ブランドカアアップ推進事業費9,450万円でございます。県立美術館の開館やJRデスティネーションキャンペーンの開催、東九州自動車道の県内開通など、全国的に本県に注目が集まる機会を捉えまして、本県の好感度を一層高

めるため、関西・首都圏——これまで行ってきたところですが、それに新たに中国・四国を加えたエリアにおいて、PR動画等をテレビや電車内に映像広告等で発信して、年間を通じて効果的に本県の情報を発信するための経費です。

以上です。

宮川統計調査課長 統計調査課関係の主なものについて、ご説明いたします。

お手元の平成27年度予算に関する説明書の173ページをお開きください。

まず、事業名欄の上から2番目、統計事務費345万1千円でございます。これは、国の法定受託事務として行う統計調査にかかわる事務費や県及び市町村統計職員の研修等に要する経費で、全額国庫支出金でございます。

次の174ページをごらんください。

委託統計費6億1,117万2千円であります。これは、総務省、経済産業省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査等の実施に要する経費で、財源は同じく全額国庫支出金でございます。

平成27年度は、毎年実施する家計調査などの9つの経常調査に加え、国勢調査を実施いたします。この調査は、我が国に居住する全ての人を対象に、5年ごとに行われる最も基本的で重要な統計調査です。調査の結果は、法定人口として選挙区の区割りや地方交付税の算定基準に利用されるとともに、人口減少社会における少子・高齢対策等の各種施策はもとより、民間においても広く活用されています。

なお、企画振興部長を本部長とする平成27年国勢調査大分県実施本部を3月24日に設置する予定でございます。

最後に、次のページ、175ページをごらんください。

県単統計費188万7千円であります。これは、県経済の状況を把握するための景気動向指数や県民経済計算など、県独自で行う調査や分析などに要する経費でございます。

以上で説明を終わります。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 芸術文化スポーツ振興課関係の主なものについて、ご説明をいたします。

同じ説明書の137ページをお開きください。

事業名欄の1番下でございます創造県おおいた推進事業費7,010万3千円でございます。この事業は、芸術文化の創造性をさまざまな分野の取り組みに生かす創造的地域づくりを目指し、地域でアートプロジェクトを実践できる人材の支援、育成を図るものです。具体的には、既に他県等でアートプロジェクトにかかわった経験を持つ人材を地域に派遣し、プロジェクト運営のアドバイスをするとともに、共催形式で実際にアートプロジェクトを実施し、経験を積む場を提供いたします。また、創造都市シンポジウムを開催し、創造的地域づくりに向けた考え方や手法の普及啓発を進めるとともに、混浴温泉世界2015を開催することで、国内外への情報発信やネットワークの構築・強化を図ってまいります。

次に、138ページの1番上でございます。

芸術文化ゾーン拠点創出事業費8,500万円でございます。これは、芸術文化スポーツ振興財団が、県立美術館の企画展や総合文化センターの公演並びに芸術文化ゾーンを核とした取り組みなどの自主事業を安定的に行うため、芸術文化スポーツ振興財団が有する

文化基金へ補助するものでございます。

次の139ページをごらんください。

事業名欄の中ほどにございます国際スポーツ大会誘致推進事業費995万1千円でございます。これは、国際的に注目度の高いスポーツ大会や、大会参加チームの事前キャンプを誘致し、県民のスポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツを行い、観戦し、支えるスポーツ文化の確立により、活力ある地域づくりを推進するための経費でございます。

以上でございます。

佐藤県立美術館推進室長 県立美術館推進室関係の主なものについて、ご説明いたします。

説明書の138ページをごらんください。

事業名欄の上から2つ目、中ほどにあります小学生ファーストミュージアム体験事業費1億4,449万4千円でございます。これは、本年4月24日に開館する県立美術館に県内の小学生を招待し、世界的な巨匠や本県が誇る郷土作家の名品を間近に鑑賞する機会を提供することで、本物のすばらしさを体感し、美術館を身近なものに感じてもらうための経費でございます。対象となる小学校は公立、国立、私立、そして特別支援学校を含む全ての学校300校となります。参加児童は、病気のため外出ができない特別支援学校の一部生徒を除き、6万人を超える規模となります。

なお、事業実施につきましては、県、県教育委員会、美術館の指定管理者である大分県芸術文化スポーツ振興財団により構成される学校等と県立美術館の連携推進協議会へ委託することとし、安全に、そしてかけがえのない経験となるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

以上で県立美術館推進室の説明を終わります。

細川観光・地域振興課長 観光・地域振興課関係の主なものについて、ご説明いたします。

ページが大きく飛びまして、371ページをお開きください。

事業名欄の2番目でございます。ツーリズム戦略総合対策事業費1億663万4千円でございます。これは、観光宿泊者数の増加に向け、魅力ある観光地づくりを担う人材育成を図るとともに、民間事業者や九州観光推進機構と連携した広域観光周遊ルートの設定や、九州各県と連携した商品造成等を実施するものでございます。

続きまして、事業名欄の1番下のおんせん県デスティネーションキャンペーン推進事業費1億78万3千円でございます。これは、平成27年夏のおんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンを成功させ、観光産業の振興と地域の活性化を図るため、集中的な情報発信や誘客に取り組むものです。特に27年度には、おもてなしサポーター10万人計画など県民総参加のおもてなし体制づくりに力を入れることとしております。

373ページをごらんください。

事業名欄の1番上のおもてなしトイレ緊急整備事業費4,500万円でございます。これは、観光地の魅力向上のため、おもてなしの1つとして、観光客が自由に利用できる公共性の高いトイレの環境改善に要する費用を助成し、衛生的かつ利便性の高いトイレの整備を推進するものでございます。

374ページをごらんください。

事業名欄の3番目、東九州自動車道関連誘客促進事業費828万8千円でございます。これは、平成27年度中の東九州自動車道全線開通に向けて、宮崎県と連携した情報発信

や誘客促進、さらには重点ターゲットである広島県で集中的な誘客に取り組むものです。

続きまして、375ページをごらんください。

事業名欄の1番上の南部地域観光情報発信プロジェクト推進事業費445万円でございます。これは、東九州自動車道の開通による宮崎県や四国からの誘客促進に向け、周遊観光ルート・商品券付き観光ガイドブックの作成を支援するものでございます。

続いて、2つ下の豊後大野観光魅力アップ対策事業費353万5千円でございます。これは、豊後大野市への誘客促進のため、日本ジオパークを初めとした豊かな地域資源を活用した旅行商品の造成等を支援するものでございます。

続いて、さらに2つ下の事業名欄5番目、国東半島誘客対策事業費385万7千円でございます。これは、国東地域への誘客促進のため、国東半島芸術祭の作品など新たな観光素材と六郷満山文化など従来からの観光素材とを融合した旅行商品の造成等を行うものでございます。

以上で観光・地域振興課の説明を終わります。

高屋集落応援室長 集落応援室関係の主なものについて、ご説明いたします。

140ページの企画費へお戻りください。

事業名欄1番下の「元気おおいた」サポーターづくり推進事業費908万5千円でございますが、これは、ふるさとおおいた応援寄附金の寄附者に大分県に来てもらい、その魅力を体験していただくためのサービスを提供することで、大分県のよさをPRするサポーターづくりを進めるとともに、効果的な寄附システムの構築を図るものです。

続いて、141ページの地域活力づくり総合補助金2億5千万円でございます。これは、元気で活気あふれる大分県づくりを推進するため、地域のさまざまな主体が取り組みます事業活動をきめ細かく柔軟に支援し、地域活動の維持、発展を図るものです。

その下の小規模集落・里のくらし支援事業費6,500万円でございますが、これは、小規模集落や山村・離島等の住民の皆さんが安心して住み続けられるように市町村が行います集落機能の維持や生活環境整備等の取り組みを支援するものでございます。

続いて、飛びますが375ページをお開きください。

事業名欄の1番下の津久見観光周遊性創出事業322万9千円でございます。これは、津久見市の中心市街地のにぎわいを創出しまして、交流人口の増加を図るために、ワークショップのアイデアに基づく実証実験を支援するものでございます。

以上で集落応援室の説明を終わります。

宮本景観・まちづくり室長 それでは、景観・まちづくり室の主要な事業について、ご説明いたします。

説明書の373ページをお開きください。

上から2番目ですが、祖母山避難小屋トイレ整備事業1,340万円でございます。これは、祖母登山者の利便性の向上及び環境への配慮のため、自然エネルギー（小水力発電）を活用し、便槽のおがくず内の微生物により排泄物を分解するバイオトイレを整備するものです。

次に、上から4番目の魅力ある景観づくり推進事業費3,136万2千円でございます。これは、本県の恵まれた景観資源を有効利用し、地域振興・観光振興を促進するため、景勝地等の優れた視点場における景観支障樹木の伐採及び九州自然歩道の整備を行うとともに

に、市町村と連携して魅力ある景観の保全・活用及び広域景観の形成などを図る検討会やシンポジウムを開催するものです。

以上で説明を終わります。

飯田交通政策課長 平成27年度予算に関する説明書の150ページにお戻り願います。

事業名欄1番下のフェリー航路利用促進事業費3千万円でございますが、これは、フェリー航路利用の促進による本県への誘客を促進するため、フェリー事業者が行うおんせん県おおいたの魅力・情報の発信事業等に対し、支援するものでございます。この事業の中でフェリー事業者同士の連携のもと、複数航路を利用した旅行商品造成の促進についても取り組みたいと考えております。

次に、151ページをお願いします。

事業名欄上から2番目の生活交通路線支援事業費8,724万9千円でございますが、これは市町村が住民の移動手段確保のため、コミュニティバスの運行や、あるいは民間路線バスに対する運行助成を実施する経費などに対し、支援するものでございます。

次に、その下の鉄道駅耐震補強事業費3,600万円でございますが、これは駅利用者及び高架下利用者の安全確保や災害発生時における駅の緊急応急活動拠点としての機能確保のため、別府駅の耐震補強事業を実施するJR九州に対し、国や別府市とともに補助するものでございます。

以上で事業の説明を終わります。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

田中委員 まず、広報費でテレビの広報ですけれども、視聴率はどれぐらいで、実績はどれぐらいになってるんですか。

渡辺広報広聴課長 3局、民放がございまして、OBSが約12%、TOSが約5%、OABが約5.5%というのが最新の状況です。

田中委員 8千万円近く費やすんですけども、問題はこれの効果ですよ。視聴率がこういふことになっとるんですけども、一般、通常としては、例えばケーブルテレビとか——佐伯ケーブルテレビなんかあるんですけど、これなんかは1週間とか10日間、同じものを繰り返し流すわけです。こういう一発主義のものであれば、見る、見らんはその一発で終わってしまうんですけど、これは全体から見ればTOSとかOBSとか3大テレビというのは影響あるんだろうけれども、もっともっとローカルに、きめ細かく入っていくとしたならば、やっぱりそういうケーブルテレビを利用するような手段も将来考えてみるべきじゃないかなと僕は思っているんですけども、それについては何か検討した経緯がありますか。

渡辺広報広聴課長 ケーブルテレビへの県政番組の放送について、具体的にこれまで検討したことはございません。ただ、委員おっしゃいますように、少しでもお金をかけている以上、見てもらえる工夫をするという意味で、実際、1回流し切りではなくて、流した番組を1年間、インターネット上に保存しまして、インターネット放送局で閲覧していただけるようになっていきます。それが各テレビ番組局ごとに大体数千回以上、見ていただいていますので、そういった形でのさらなる視聴の上積みはしているところであります。

田中委員 一層の視聴の上積みを図っていただくように、お願いしておきます。

別問題で、美術館のファーストミュージアム、小学生の6万人の招待——非常にいいこ

とだというふうに、私も一般質問したかいたったなと思います。ただ、ちょっと心配なのが、これからの運営・運行の状況になるわけですが、小学校の1年生、2年生ぐらいの体力から見て、あれだけの分量の絵を見ることが相当な疲労度というか、子供にとっては負担感が大きいということをやっと私も感じているわけです。通常、小学校4年生ぐらいから1つの感性とか体力的には、やっぱりかなり絵を見ることが体力を要することなんですよね。大人でも一回りしたらかなり疲労感を持つわけで、今後、これはもう第1回目の試みでありますけれども、第2回目からはそういう小学生の身体的なものも配慮しながら、ある程度年齢的なものも考慮して実行すべきであるだろうというふうに思っています。

それと、1回きり見ただけじゃなくて、次回はその子供が券を持ってくれば無料やけど、家族を——じいちゃん、ばあちゃん、父ちゃん、母ちゃんを、両親なり親戚なりも含めて引き連れてもらうことが、これがやっぱり、そういうことの事業効果に波及するわけで、1回きり見せたというだけじゃなくて、これをどれだけ誘客に結びつけるかという商売心やないけれども、そういう狙いが無いとね。ただ「見せました。1回で終わりました」じゃ、これはやっぱり常連客になれぬわけで、リピーターをどうつくるかということがこの事業の目的でなきゃならぬと思っているわけです。そのことが、この子供の感性なりを培ってくる僕は要因だと思いますので、この点について何か考え方を持っているのかどうか聞いてみたいと思います。

佐藤県立美術館推進室長 まず、小学校低学年の児童生徒への配慮なんですけれども、今、平均的な館内の見学ルートとしては、1階の展示室、それから3階の展示室、間に2階の研修室等で休憩をするというコースを考えていますが、学校の先生方と相談するなかで、小学校、例えば1年生、委員おっしゃいますとおり距離がかなりあるということで、例えばもうどこか1階の展示室に絞る、あるいは3階の展示室に絞る、そういった観覧ルートを展示作品も徐々に変わったりもしますので、そこら辺も見ながら柔軟に先生方と相談しながら変えていこうというふうには、今予定しております。

ただ、一応、ルート自体、小学校の先生方のご意見を聞きながら、観覧ルートが交錯しないようなルートなんかも学校の先生方のご意見を聞きながらやっていますので、低学年の児童生徒への鑑賞ルートについてもまた先生方と相談しながら柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

それと、今回招待する小学生6万人には、開館記念展——一応無料観覧券というのを全員に1枚ずつ配ります。それで、開館記念展というのは、春、それと秋、2つ、第1弾、第2弾というように準備しているんですけれども、一応秋の開館記念展にも来られるようにということで子供たちには無料券を配って、その際に家族の人にも一緒に来ていただこうと、そういう計画をしております。

田中委員 リポートの無料券を配るということで、これは本当に大事なことで、推進していただきたいと思いますが、あと学校の先生に相談してコースを決めるという、これも1つですが、私はあそこの学芸員とも話をしておるんですけど、やっぱり専門家から見て負担感とかいうのは、よく学芸員も察知していることでありますから、そこの連携をうまく図りながらやってください。学校の先生だって一般論だから、どこの先生の誰に言いはるんか、それはわからんけどね。わからんけれども、もう少しプロの世界の人にちゃ

んとそういうものを相談しながら連携しないと、向こうの館とこちらの室のほうがばらばらじゃ困るわけだね——今まではばらばらやったんだから。一体となって、よく相談して、日高部長、ひとつそこを取り仕切ってやってください。現場との連携がうまくいかないとこれはうまくいきませんから、絶対に。そういう面での配慮を願っておきますから、よろしくをお願いします。

吉岡委員長 要望でよろしいですか。

田中委員 要望で結構です。

濱田副委員長 373ページの祖母山の避難小屋のトイレ、あるいはその上のおもてなしトイレ整備についてです。

トイレは、もちろん観光にとって物すごく大事な設備なんですよ。例えば祖母山の避難小屋というのは、大体年間にどのくらいの利用者が利用をしておるのか。

また、日本一のおんせん県おおいたでやっていくために、今、いわゆる公衆トイレが大分県の各市町村——管理は市町村が多いわけですが、何カ所あって、大体ほとんど大分県で満足感があるのか。JRの駅なんかというのは公衆トイレ的なもので、誰でも利用できるんですけども、なかなか市町村に行くとトイレがないんですね、公衆トイレというのが。だから、こういうのはある程度ぴしゃっと観光の要件のために、ちゃんと調査して、幾ら各市町村に——何々町はどれだけあるとか、そういうのを把握して、そして年間何基ずつぐらいは整備するとかね、やっぱり将来構想をちゃんと、5年ぐらいでも大分県はトイレに関しては満足度100%だというぐらいにやらないと、ただフリーに、それぞれに任せておっちゃんかなかなかトイレはできません。特にずっと使って、管理しなければならないので、その管理費を含めたそういう体制整備というのが非常に大事だというふうに思うので、祖母山には年間どのくらいの方が——登山客ですよ、おるのか。

それから、その下の魅力ある景観づくり——これも開発と景観保存というのは、これは永遠のテーマであって、今回も、例えば塚原高原のいわゆる太陽光のパネル設置、これに対して制限とかいろんなものをやってくれというあれが出ていますけれども、いわゆる出てきて初めて、「ああ、これはいかん。少し反対運動してやらにゃいかん。」と。そういうことじゃなくて、塚原高原なんていうのは誰が見てもあそこに異物があるほうがおかしいんで、やっぱり高速道路を通って物すごく見晴らしがいい、日本でもそうない風景ですよ。だから、出てくる前に何でチェックがね、新聞にも前々から載っておりましたよ——由布市が売るのを反対があるのを。だけど、結局は業者に売って、お金をもろうてやって、後からね「こんなをつくるな、こんなをつくるな」と言うても大変おかしい話で、そういう面を含めて、もっと事前に、大分県の風光のここら辺は絶対保存せにゃいかぬというのはたくさんあると思うんです。そういうのはもう県で、観光でちゃんと把握して、初めからもうそこには異物とか構築物をつくらせない、それを市町村と協力してちゃんとチェックしていく、防いでいく。そういう前もったことをやらんことには、これからはいろんな面がたくさん出てきますよ。風光明媚なところは、何か別の条件でもいい条件なんですから。その点はどうですか。

それから、次の137ページ、西部地区の大規模施設活用誘致促進事業です。この西部地区の大規模施設というのは、何のことを言ってるんですかね。玖珠郡のほうですか。

以上の点、答弁をお願いします。

宮本景観・まちづくり室長 最初に、祖母山の登山者の件でお答えします。今、年間約9千人ぐらい登っております——これは竹田市の集計です。祖母山というのは3コースから登れるようになっておりまして、今回の祖母山の登山の現状についてですけれども、竹田市の神原コースというのと、あと豊後大野市からも登れます。それから、宮崎県側からが1番多いのですが、今回の竹田市側からの分は、さっきの9千人のうち4分の1、25%の2,250人が登っております。

濱田副委員長 調査はどうなんですか。さっき3つ質問したと思うけど。

細川観光・地域振興課長 委員ご指摘のとおり、トイレは非常におもてなしとしても大切な施設でございます。県庁内におもてなしトイレの推進本部を設けまして、所管の部局で改修をお願いをしていますけれども、市町村につきましても、現在、調査を開始しております。観光客が多く立ち寄るトイレとして約800カ所——800まではいかない、760カ所ぐらい各市町村から公衆トイレも含めて、観光客が立ち寄りそうところをリストアップしていただいております。その機能を、今、実態調査をかけております。その上で、今、要望として140カ所ほどの改修の要望が出ております。もちろん、これは市がすべきところもございますので、このうち観光客の利用の多い100カ所程度を3年間の計画で改修を行うことを考えております。そういう計画を持って、この事業を組み立て、取り組んでいくということにさせていただいております。

デスティネーションキャンペーンに向けて、特に県の施設、フェリーターミナルとか、道の駅とか、県が所有している施設は、このデスティネーションキャンペーンに間に合うように、今もう既に取りかかっております。そういうことで、おもてなしの一番大事な、来て、きれいにトイレ——処理を済ませていただいて、気持ちよく帰っていただくと。そしてリピーターを獲得するというところで、デスティネーションキャンペーンに向けて取り組みますし、それ以降も計画的に改修を進めていきたいというふうに考えております。

トイレの調査の方はそういうことでございますが、もう1点、大規模集客施設の活用促進事業ということで、西部振興局のほうで組み立てていただきまして、我々が予算化したものでございますが、これはオートポリスでございます。日田市上津江、こちらのオートポリスにつきまして、これが大きなレースが行われ、来場者の8割以上が県外者でありますので、こちらを活用いたしまして、その開催時点に県の観光の情報発信、あるいはオートポリスに来る方に珍珠や九重、日田、こういうところに温泉に泊まっていただきたいということで、宿泊のクーポン券などを活用した宿泊促進策を行っていかうというものでございます。概略、以上でございます。

濱田副委員長 このトイレですね、希望が760カ所、これは市町村でも物すごく今から大事だと思うんですよ。今は本当に整っていないんで、近辺の民家というか普通の家は物すごく迷惑しているという例がたくさんあるんですよ。余り来ない観光地というか、観光地と言われるところでも、たまたまマイクロバスなんか来て、1人行くと3人、5人、家に上がって行ってね、トイレを借りなければならない。断るわけにもいかない。そういうところがたくさんありますよ。

だから、本当に今から先、ちゃんと、例えばある程度の商店街とか、あるいはいろんなそういう観光地と呼ばれるところも年間にどのくらい来るか調査して、ある程度の人数があったら積極的に市町村あたりに、「ここはやっぱりつくったほうがいい」とか、あるい

は「どうしたほうがいい」というふうに、お互いにそこをちゃんとやらないと、幾ら観光客が何人ふえたとかどうするとか言っても、やっぱりもとの受け入れの場所は、まずトイレとかね、そういうものがしっかりしていないと、幾ら宣伝しても印象が悪くだけで、後々もう何にもならないことになるので、ぜひそういう調査を徹底的にやって、そして、ちゃんとそれを確保する、そういう施策をぜひやってください。

以上です。

日高企画振興部長 そのことについて、県庁もいろんなところがあります。トイレについてもいろんな箇所からのアプローチがあるんですけども、そういう形で漏れが出たり、連絡が入りにくかったりしたらいけないということで、先ほども言いましたけど、県庁の中でこのおもてなしトイレの推進本部を設けようという形になりまして、県庁が横に連なってやろうということです。その責任者は私——企画振興部長が務めるという形で、今やっておりますので、何かありましたら私のほうに言ってきていただければありがたいと思います。

酒井委員 広報紙の関係でお尋ねします。

毎月、県の新時代おおいた、いろいろ県の情報発信の広報を出しているんですね。これまで決算とか予算で、「本当にどのくらいの人がこれを見ているか」とか、「そういう検証をなささい」というようないろいろな意見が過去にもありました。それで、私どももこの県の広報紙は仕事柄見るんですけどね。実際に県民、市民が県のそうした広報紙を見ているかという、ほとんどの方が見ていない。と申しますのは、市町村がやっぱり情報発信のために、市町村は身近にあるものですから、やっぱり市町村の広報紙は子供の健康診査とかいろいろなイベントがあるとか、こういうことがあったとか、身近な情報源であることから、例えば「広報ひた」とかは必ずやっぱりみんな、隅から隅まで見るんですよ。そして、子供の誕生日があったとか、そういう身近な情報がありますからね。その中の次に県の広報紙が入っておりますから、もうそこまでほとんど見ないのが実態なんです。

したがって、これまでもいろいろ意見があったところですけど、せっかく各市町村がそういう広報紙を持っている中でありますから、その中に県の広報なり、その一部に入れることがやっぱりみんなが見るといふふうに思いますから、もう少しこれについては創意工夫をしてやる時期に僕は来ているというふうに思います。したがって、あれだけいい内容で、すばらしいパンフレットで、紙も非常にいい紙を使って、これだけの予算を使っていますから、やっぱり各市町村の広報と一緒に情報提供できるような格好にすれば、県民も市民も見るといふふうに思いますから、その点についてちょっと考えなり、過去のそういういろんな、どのくらい読んでいるか、見られているかということ等があれば出してもらいたいと思います。

それから、田中委員と関連しますが、今度の美術館の子供たちの見学ですか、これはほとんど予算がバス代であろうと思います。したがって、県下、全部の小・中学校、公立関係を含めて、美術館の見学に来てもらう——1番ここで苦勞するのは、やっぱりバスをどこに頼むとか、学校は非常にいろいろ大変だろうと思います。子供の安全を考えれば安全性のあるところに頼むべきというふうに思いますから、できれば県がある程度そういうバス会社とかなんかと提携をして、要するに学校が困るのは、値段、単価の面で1番苦勞するんです、いろんなところから。今は民間も含めて、公共バスも含めてあるもん

ですから、そこで苦勞していますから、ぜひそのことも検討してもらいたいというふうに思います。

それともう1つが、いろんな情報発信をするためにいろんな情報誌を全国どこの都道府県も観光パンフレット、さっき上津江のオートポリスの関係もそういうふうに、地元泊まってもらふことで、いろんなPRをして、観光パンフレットをいろいろつくっておると思いますから、もう少しね、もう本当、見てすぐ捨てるなり、もう余り見ない人もおると思いますから、そこに創意工夫——さっきの濱田副委員長じゃありませんけど、シイタケの問題が出ましたけど、やっぱりそういうシイタケ1つか2つでも何かつけるとかね。やっぱり広報紙を大事にするような工夫もするべきではないでしょうか。生ものであれば賞味期限とかありますから、シイタケとかそういう乾物とか、カボスとかを1つつけるとか、そういう工夫をすると必ず持って帰って、必ず見て「やっぱり大分に行こう」と、「大事にしよう」という気持ちになるというふうに思いますから、その3点について、もし何か考えがあれば示していただきたいと思います。

渡辺広報広聴課長 ご指摘ありがとうございます。事実関係からですけれども、広報紙につきましては、全世帯に配るということで、48万世帯全てにお配りしております。実際、視聴率と違いまして、読んでいただけたかどうかの調査というのは事実上できないものですから、我々がどういう読み応えがあったかを量とか質で受け取るかについては、プレゼントを1番最後につけて、そのフィードバックをお手紙でいただきます。それが毎号出すたびに大体800から1千通返ってきまして、1文、2文でも、このコーナーのこういう記事がおもしろかったとか、ここはこういうふうなのがよかった、こういうのもっと載せてほしいというのが毎回800から1千ぐらい届いております。そういうことや、また、いろんな一般広聴でこういう記事が載っていてよかったとか、こんな広報を載せてほしいという声を踏まえると、やはり非常に期待も大きいし、読んでいただけているんじゃないかなと。

例えば1つの例では、「テレビ、新聞では知り得ない県内のいろいろなことを知ることができてありがたい」というふうな感想も実際に来ておまして、そういう実際の状況を踏まえて、県としても一層工夫を重ねていきたいと思います。特に、読んでもらえるような工夫という意味では、この2年間は子育て満足度日本一に向けてということで、やっぱり表紙に子供たちの元気な様子が写っていると開いてもらいやすいということで、そういう写真をテーマにやってきましたし、最後のクイズをして、その商品を地元の特産品をお送りしたりとか、そういった工夫もこれからも重ねていきたいなと思っています。

最後は、市町村との連携ですね。それも貴重なご指摘だと思います。また、今後、工夫できる点があればやっていきたいと思うんですけれども、既にやっていることとしましては、年に1回、広報研修会ということで全市町村の広報課の担当者に来ていただいて、「あなたのところの手法はこういうところいいよ、こういうところ悪いよ」というのを実際、ことしはおおいたインフォメーションハウス——「セーノ」とか出している、そういう雑誌社とか、あと大分合同新聞の新聞紙面をつくる専門家、あと写真家に来ていただいて、キャッチボールをする機会があります。そこで、勉強していただくので、その際に、「県はこういうテーマで広報紙のトピックスを選んでいる。市報ではこういうテーマで扱ってはどうか」ということで、市町村さんとはそういうコミュニケーションをし

ていますので、今後もいい意味でダブリがなく、また連携できるようにやっていきたいと思っています。

佐藤県立美術館推進室長 バスの手配等の関係でございますけれども、まず、先ほど説明した県と、それと県教育委員会と芸術文化スポーツ振興財団で構成する協議会のほうで、まとめて県内の各小学校の調整した日程表に基づいて、バスの送迎は一括して協議会のほうで旅行会社と契約して、旅行会社にバスを――今度バス会社を手配してもらって、バスの送迎を行うと。つまり、各学校がいろいろバスの手配をするというような仕組み等ではないと。そして、そうした総まとめをする旅行会社を選定するに当たっては、安全面とか、これまでの実績とか、そういったものを基準に選定しますし、提案公募という形で選定しようというふうにしております。

細川観光・地域振興課長 お尋ねのPRの方法でございますけれども、オートポリスの例を申し上げますと、来年からは単なるパンフレットを配るということではなくて、ことしも一部実施したんですが、おおいた味力フェスタということで、ちょっとブースを設けて、食と一緒にパンフレット、観光情報を配る。その観光情報も、例えばオートポリスから各温泉地にどれぐらいの距離があって、どれぐらいの時間で行けるのか。これまで熊本からみんな来ていますので、「日田からも近いよ」、あるいは「天瀬からも近いよ」ということでPRができるように工夫をさせていただくことにしています。

他の県に出たときの商談会につきましても、やはり食と組み合わせたり、あるいは特徴のあるもの、今回は美術館がオープンします。あるいは駅ビルがオープンします。こういうところを積極的にPRして、説明ができるブースを設けてPRをしていくというふうな工夫を重ねていきたいと思っております。そのPRの場所、場所でいろいろ課題がありますので、それに対応したPR方法を引き続き検討させていただきたいと思っておりますので、またお知恵を借りたいと思っております。ありがとうございます。

酒井委員 渡辺広報広聴課長から、今説明がありました。確かに内容は非常にいいですよ。もう本当に県民に身近な情報で、やっぱりみんな興味がある。今言われたとおりの内容なんです。内容的にはすごいけど、果たしてそれがほとんどの県民、市民が見ているかということ、頻度としては低いと思うんですね。今言った1千名ぐらいのお答えがあると言いますが、現実には、皆さんに「県の広報紙を見ていますか」と聞くと、「いや、そこまで見ていない」と。市の広報をやっぱり優先しますよ。「市のほうを私どもは見て、県のは余り見ていない」というのが一般的な声なんです。内容もさることながら、やっぱり多くの県民、市民に見てもらおうことがこの広報紙の大きな役割でありますから、そこところはやっぱり十分市町村の広報紙と連携した格好のほうが市民は見ると思っておりますから、さらに検討をちょっとお願いしたいと思っております。

それから、パンフレットの関係は、オートポリスだけじゃなくて、私もこれというところはありませんけど、よその県とか、よそへ行ってもいろんなパンフレットがあるんですけど、ほとんど見ないという現実がありますから、もう少し創意工夫をした、やっぱりみんなが見てもらおう、そして大事にする、そうしたことを見直す時期だろうと思っておりますから、これはもう全体、企画振興部の観光振興に、全体にわたる問題ですから、そういう立場でもう少し検討の余地があると思っておりますから、ぜひ検討方をよろしくとお願いして要望とさせていただきます。

以上です。

吉岡委員長 要望ということによろしいでしょうか。

ほかにご質疑ございませんね。ほかにご質疑もないようですので、以上で質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

まず、新たな政策展開に関する研究会の報告について報告してください。

中島政策企画課長 前回の常任委員会で検討状況を報告いたしました3つの新たな政策展開研究会から報告書が提出されましたので、報告申し上げたいと思います。

各研究会ごとにまとめた詳細な資料は、お手元のほうにお配りしておりますけれども、こちらの総務企画委員会資料のほうに概要をまとめてございますので、こちらのほうで説明をしたいというふうに思います。

こちらの資料の2ページをお開きください。

まず、人口減少社会を見据えた特徴ある地域づくり研究会でございます。この研究会からは「移住・定住の促進」、「地域の担い手」、「人口減少の中での集落の活力維持」など4つの論点について、報告をいただきました。

今、若者の間で、都市部から農村へという流れが出てきておりますけれども、こうした流れをうまく捉えまして、地域に若者を呼び込むために仕事や住まいなど総合的に支援していくことが大切というご意見、それから集落機能を広域的に補完するネットワークコミュニティの構築に当たりましては、地域ぐるみでソフト、ハード両面の取り組みを進めることが必要といったようなご提案をいただきました。

次に、その下でありますけれども、芸術文化ゾーンを活用した新たな政策展開研究会でございます。この研究会からは「大分県ならではの創造都市のコンセプト」、それから「芸術文化の持つ創造性を活用した、さまざまな行政課題に対応するための取組」、それと「創造の場づくりや芸術文化ゾーンと地域の連携」といった3つの論点について、ご報告いただきました。

地域づくりや産業面では、アートを活用した地域の創造的な取り組みへの支援であるとか、創造的産業や創造的人材の誘致をしっかりと進めていってはどうかといったようなご意見、それから、教育・人づくりの面では、アーティストを学校に派遣してワークショップ形式の授業を行った結果、子供の成績が大変伸びたといったような調査事例から、参加体験型のワークショップを重視した教育普及を行ってはどうかといったような提案がございました。また、こういった取り組みを推進していくために、アートNPOの育成支援等を行うプラットフォーム組織づくりが必要といったようなご提案もいただいたところでございます。

続いて、資料の3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

最後に、東九州自動車道の開通後の新たな政策展開研究会でございます。この研究会からは、東九州自動車道開通後の九州の東の玄関口としての拠点化を目指しまして、「人の流れの拠点」、「物の流れの拠点」、「拠点化に向けて取り組むべき国レベルの構想・計画等」といった3つの論点について、ご報告をいただきました。

海路・陸路・空路の交通結節機能を強化していくとともに、高度な物流拠点を整備する

こと、あるいは東九州新幹線の整備促進につきまして、費用対効果を検証しながら機運の醸成を図っていったらどうかといったようなご提案がございました。

これらの研究会の報告の取り扱いでございますけれども、これから来年度、新たな長期総合計画を策定することになっておりますが、こういったところにしっかりと反映させていって、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

吉岡委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もございませんので、執行部は引き続き、別府アルゲリッチ音楽祭、祖母傾ユネスコエコパーク及び大分フットボールクラブに関する報告を行ってください。

初めに、第17回別府アルゲリッチ音楽祭及びしいきアルゲリッチハウスについて、説明してください。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 それでは、第17回別府アルゲリッチ音楽祭及びしいきアルゲリッチハウスにつきまして、ご説明をさせていただきます。お配りしておりますパンフレットをごらんください。

この音楽祭は、世界的ピアニストでありますマルタ・アルゲリッチを迎えまして、大分県及び別府市、公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団の主催により開催をしております。

ことしで17回目を迎える音楽祭のテーマは、しいきアルゲリッチハウスの誕生を記念しまして「未来への道」、開催期間は5月9日から18日までとなっております。

パンフレットの内側をお開きいただきますと、今回の音楽祭のスケジュールを掲載しております。主な公演につきましてご紹介をいたしますと、5月13日のビーコンプラザで開催する「ベスト・オブ・ベストシリーズV o 1. 3」はアルゲリッチとチェロ界の巨匠マイルス・メイソン父子——親子の共演です。2年前の第15回の音楽祭では、アルゲリッチとマイルス・メイソンのデュオコンサートが大盛況で即日完売いたしましたけれども、今回はご子息のサーシャ・マイルスがバイオリンで参加をし、トリオでの演奏もお楽しみにしていただける内容となっております。

もう1つでございますけれども、5月16日のi i c h i k o グランシアタでの室内オーケストラコンサートです。紀尾井シンフォニエッタ東京を招いて、第14回音楽祭以来となりますオーケストラコンサートを開催します。ベートーベンのピアノコンチェルトでは、アルゲリッチの魅力をご堪能いただけるものと考えております。

続きまして、もう1枚のしいきアルゲリッチハウスのパンフレットをごらんください。

しいきアルゲリッチハウスにつきましては、これまでの音楽祭の成果とアルゲリッチの功績を後世に継承することを目的に、財団の支援者であります椎木正和氏のご寄附により、別府市にあるニューライフプラザに隣接する県有地に建設を行うものです。客席数150席の上質な音響空間を備えたサロンを中心とした施設で、昨年9月に着工いたしまして、4月末に完成を目指しているところです。

パンフレットの裏面をごらんください。音楽祭期間中に祝典イベントといたしまして、5月15日にアルゲリッチ本人によるこけら落としコンサートを、17日にアルゲリッチ

一家とも親交があります芥川賞作家の平野啓一郎さんを講師にお迎えをして、講演会を開催することとしております。また、5月28日から1週間にわたりまして一般公開、6月以降もさまざまな自主事業を行いながら開館準備を進め、9月19日に本格オープンが予定をされております。

ハウスの運営については公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団が行いますけれども、今後、クラシック音楽を通じた芸術振興や子供たちの学びの場として、皆様に愛される施設となるよう、県としても連携をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉岡委員長 ありがとうございます。続けてどうぞ。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 続きまして、祖母傾ユネスコエコパークにつきましてご説明をさせていただきます。

資料は、お手元の総務企画委員会資料の4ページをごらんいただければと思います。パンフレットもご用意しておりますので、そちらも参考にいただければと思います。

まず、ユネスコエコパークにつきましては、生物多様性の保全と持続可能な利活用の調和ということを目的といたしまして、1976年にユネスコが開始した制度でございます。

祖母傾山系の特徴でございますけれども、九州の中央に位置し、1,300から1,700メートル級の山々が連なるとともに、原始的な天然林が相当数まとまっております、ニホンカモシカでありますとか、キレンゲショウマという植物ですけれども、貴重な動植物が生息するすばらしい地域となっております。

(3)のこれまでの取り組みの経過につきましては、当初大分県と佐伯市、竹田市、豊後大野市で昨年2月に推進協議会を立ち上げまして、ゾーニングの選定や地域住民への普及啓発など登録申請に向けた準備を進めてきたところでありまして、その後、ゾーニングやコンセプトなどの概要が固まった段階で関係省庁やユネスコ国内委員会と事前協議を行いまして、その結果、祖母山、傾山を核心地域とするゾーニングの設定につきまして、「大崩山などの宮崎側まで範囲を拡大してはどうか」というようなアドバイスを頂戴したところです。宮崎県の大崩山につきましては、巨大な花崗岩やブナなどの原生林を有する名峰でありまして、エリアを拡大しますとエコパークの魅力がさらに増すということで考えられますので、早速、宮崎側に連携を打診したところ、宮崎側としても「ぜひ一緒に登録を目指したい」ということになりまして、先月4日には、両県の取り組みを総括する祖母傾大分・宮崎推進協議会の設置に至ったところでございます。

現在、大分側では、祖母傾地域の学術面の基礎調査や地域住民への普及啓発等に取り組む一方、宮崎側ではゾーニングやコンセプトの検討、学術部分の資料の確認などを行っているところでございます。

(4)の今後のスケジュールにつきましては、宮崎側のゾーニングやコンセプト案がまとまった時点で本県側と調整し、取りまとめを行いまして、本年8月に申請概要の提出、来年2月に申請書(案)の提出を予定しておりまして、最終的には平成29年7月ごろの登録を目指しているところでございます。

以上でございます。

吉岡委員長 続けてどうぞ。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 それでは、続きまして株式会社大分フットボールクラブ

について、ご報告をいたします。

資料の5ページをお開きください。

大分フットボールクラブの平成26年度末、27年1月末の決算見込みでございますけれども、表の一番右の列でございますとおり①の純売上高が約9億9,700万円と平成26年1月期、1つ左の列でございますが、こちらと比較して約4億円の減少が見込まれております。これは、昨シーズンはJ2に降格したということもありまして、広告収入やチケット販売収入及びJリーグからの分配金が減少したことなどによるものでございます。

なお、同じくJ2であった平成25年1月期、右から3列目になりますけれども——と比較いたしますと、ほぼ同額となっております。

一方、トップチームの人件費や試合運営費等であります②の売上原価は、約7億1,500万円とJ1であった平成26年1月期より約2億2千万円ほど減少となっております。これらを含めまして、⑥でございますが、当期純利益は約9,200万円の黒字を見込んでいるところでございます。

なお、ここ数年の大分フットボールクラブの最大の課題は、Jリーグのクラブライセンスの維持ということでございましたけれども——債務超過を平成27年1月までに解消しなければならないということでございましたが、平成26年3月に企業再生ファンドの活用による3億5千万円の第三者割当増資を行うとともに、平成26年5月には経済界から5,700万円、行政2千万円の合計7,700万円の第三者割当増資を行いまして、債務超過を解消したことから、Jリーグのクラブライセンスを維持することができたという状況になってございます。

以上でございます。

吉岡委員長 ただいまの3件の報告について、執行部の説明順にそれぞれ質疑を行います。

まず、アルゲリッチ音楽祭関係の報告について、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑等もないようですので、次に祖母傾ユネスコエコパークについて、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑等もないようですので、次に大分フットボールクラブについて、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑等もないようですので、執行部は県立美術館の開館について報告を行ってください。

佐藤県立美術館推進室長 お手元にお配りしております別冊の資料、A4縦の資料をごらんください。

いよいよ来月の24日に、大分県立美術館が開館します。開館記念展のモダン百花繚乱「大分世界美術館」について、ご報告申し上げます。

資料を1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。中ほどに会期を書いておりますが、会期は4月24日から7月20日までです。その下に開館時間がありますが、通常は午前10時から午後7時まで、ただし金曜日と土曜日は午後8時まで延長します。その下ですが、展示作品を入れ替えるため、企画展につきましては5月11日を初

めぐらんの5日間、休展を予定しております。

ずっと下のほうですが、企画展の料金は、当日券は一般1,200円、大学生900円、小・中・高校生は500円です。前売りや団体の場合は、さらに安く購入できます。前売りにつきましては、開館1カ月前となる今月の24日から発売を開始する予定としております。

なお、コレクション展については、一般が300円、高校生・大学生が200円、中学生以下は無料となっております。この企画展の半券で、コレクション展が100円引きとなります。

3ページと4ページをお開きください。

企画展の内容ですが、全体が5章で構成され、それぞれのテーマごとに世界の巨匠の作品と大分県が誇る郷土作家の作品が出会う形で紹介されます。この展覧会には、イギリス、フランス、スペイン、オランダの美術館、博物館から、その館を代表するような名作を借り入れることとしています。

また、資料にはありませんけれども、東京国立博物館から長谷川等伯の松林図屏風の借り入れもほぼ決定したところです。この作品につきましては、国宝であり、九州初上陸となります。大変貴重な作品のため、6月中の約2週間程度、展示する予定としております。

このほか、関連イベントとして、会期中にはシンポジウムやワークショップなども開催することとしています。

なお、開館記念展については、この後、本日午後4時から美術館の新見館長が記者会見を行うこととしております。

開館は4月24日を予定していますが、前日の23日には、開館記念式典やレセプションを開催したいと考えています。改めて委員の皆様にはご案内申し上げますので、ぜひご出席いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

吉岡委員長 ただいまの報告について、質疑・ご意見はございませんか。

阿部委員 美術館のオープンのことについて聞きたいんですけど——改めてお伺いをしておきたいなと思うんですが、この4月24日という日にちの設定について、いろいろあると思うんですが、ちょっと聞かせていただけないですか。この4月24日という設定について、いろんなところで聞かれるものですかね。

土谷芸術文化スポーツ局長 4月24日、前にも1度お尋ねをいただいたと思います。

4月24日の設定につきましては、会期の話からいたしますと、夏休み前までに小学生6万人を招待するということに、さかのぼったときにどこかというのが、なるべく早く始めたいというのが実はございました。

ただ、私どもの館、全く初めてできる館ということがございまして、実は先日やっとう東京文化財研究所というところから、美術館として成り立つかどうかという視察の調査が終わりまして、今こういう展示物のお話をしてはおりますが、まだこれ予定ということでお話しております。なぜかといいますと、今から文化庁の手続をしていきますので、正式に全てができる、整うというのは3月を過ぎるという形になります。その中から、いよいよ各博物館と本当の契約を進めていきます。そのことは実は並行して作業をしているんですけれども、その中で物を納入しまして、なおかつ1番早く皆さんにごらんいただけると

ということで、4月24日という日にちを選んだということになっております。それが全てでございまして、1番早く、できる限り早いところという日にちの選び方ということでございます。

阿部委員 4月24日という決定をしたのはいつになりますか。

土谷芸術文化スポーツ局長 4月の早い段階であけたいというのがあったんですけども、実は今回の建物の特性として水平折戸というのがついていますので、その開閉による機能の安定がいつ図られるか、いつ測定できるかという話があっておりました。ちょっとはつきりいついつというのは、記憶でなんですけど、多分8月、9月ぐらいが最終見込みだったと思います。ここでゴーできるだろうということをしたのはですね。そのくらいであったと思います。

阿部委員 昨年8月、9月には決定したということですか。

土谷芸術文化スポーツ局長 ぐらいには大体ここでいけるんじゃないかということだったと思います。

阿部委員 なぜ聞くかというのは、わかりますよね。

土谷芸術文化スポーツ局長 はい。

阿部委員 もうそれでよいです。

田中委員 先ほど企画展の内容はよくわかったんですけど、佐伯の南海コレクション——せっかく購入してもらって、これはどんなふうな形で取り扱いを考えているんですか。いわゆる常設展でいけるんですか。

土谷芸術文化スポーツ局長 南海コレクションは、確かに美術館の大変大切なコレクションです。コレクション展示というのは、企画展示とはまたちょっと違った扱いになるんですけども、今回、4月当初、今、私どもが聞いていますのは、コレクション展の中は作家ごとに並ぶという形になっていますので、福田平八郎、宇治山哲平という、そういう並び方をしていくというふうに聞いています。

ただ、この後、コレクション展につきましては——コレクションというか、当館の持っているコレクションにつきましては、館長のほうでいろいろな展示の仕方が変わっていくということになっていきますので、その中で扱わせていただくようになっていると思っています。

申しわけございません、南海コレクションの作品は今回どういう展示かというのは、今現在掌握できていなくて大変申しわけありません。また、ご案内させていただきます。

田中委員 何か首藤コレクションばかりが浮かび上がってね。あれは人のもの、ロシアのもので、まだ手に入れていないのに自分のところのように錯覚しとるかもしれんけれども、南海コレクションというのは、やっぱり佐伯の財産であって、これを県が思い切って買っていたということ——県民の財産ですから、これはぜひうまく利用していただいて、そのことをアピールしてもらいたいなと思っています。よろしくお願いします。

吉岡委員長 執行部への要望ということでよろしいですか。

田中委員 結構です。

吉岡委員長 ほかにご質疑等もないようですので、以上で、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別がないようでございますので、最後に私から一言、ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔日高企画振興部長挨拶〕

吉岡委員長 以上をもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

〔企画振興部退室、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局入室〕

吉岡委員長 これより会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係の審査に入ります。

ごらんとおり委員外議員席設置に伴い、委員席と執行部席が今までより幾分、遠くなりました。特に答弁の際は、大きな声で、簡潔・明瞭をお願いします。

まず、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、会計管理局から順次、説明を求めます。

阿部会計管理者 会計管理局の予算のうち歳出の主なものについて、ご説明いたします。

平成27年度予算に関する説明書の119ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費68億3,809万5千円のうち事業名欄の1番上の給与費63億9,018万8千円、そのうち会計管理局分は説明欄の下2つにあります会計課が29人、用度管財課職員44人の合計73人分の給与となっております。5億7,517万9千円となっております。

次に、飛びまして125ページをお願いします。

第6目会計管理費6,985万8千円のうち、事業名欄の会計課の会計管理費2,372万4千円は、公金の収納データを作成するための委託料及び非常勤職員経費等の管理運営費であります。

その下、用度管財課については、次の126ページ、事業名欄の1番上の会計管理費4,613万4千円は、収入証紙の印刷経費などの用度事業費及び公用車の任意保険や燃料費などの管理車維持事業費であります。

次に、同じページの1番下にございます第7目財産管理費6億8,577万7千円でございます。次の127ページの事業名欄の1番上の県庁舎管理費2億3,573万3千円であります。これは、県庁舎本館と新館の清掃等委託料及び光熱水費等の管理運営費でございます。

次に、128ページをお願いいたします。

第8目県庁舎別館及振興局費の事業名欄の2つ目、用度管財課の県庁舎別館管理費3,846万7千円は、県庁舎別館の清掃等委託料及び次の129ページの説明欄の上から2つ目の光熱水費等に係る管理運営費でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

河野議会事務局長 議会事務局関係について、ご説明申し上げます。

同じ平成27年度予算に関する説明書の115ページをお開き願います。

当初予算額は、右肩の欄外にありますように11億8,084万8千円となっております。

す。

まず、左側の第1目の議会費でございますが8億7,217万5千円で、その内訳は中ほどの事業名欄にありますように、まず議員報酬手当等6億2,122万1千円で、これは議員43人分の報酬等でございます。その下の議会運営費でございますが2億5,095万4千円で、右の説明欄をごらんいただきますと、その内訳は政務活動費交付金1億5,450万円、その3つ下の全国都道府県議会議長会負担金508万5千円などでございます。

次に116ページをお開きください。

1番下でございますが、左側の第2目事務局費ですが3億867万3千円で、その内訳は中ほどの事業名欄にありますように、まず給与費が2億6,140万1千円で、これは事務局職員31人分の給料等でございます。

次の117ページをごらんください。1番上の中ほどの事務局運営費でございますが、会議録印刷経費等事務局経費でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

山田人事委員会事務局長 続いて人事委員会関係について、ご説明申し上げます。

同じ説明書の176ページをお開き願います。

第2款総務費第8項人事委員会費の予算額は、欄外の右上に記載しておりますとおり総額で1億5千万4千円でございます。

このうち、第1目の委員会費は769万円でございます。その内訳は、中ほどの事業名欄にございますが、委員報酬678万円は人事委員3名分の報酬でございます。

その下の委員会運営費91万円は、全国人事委員会連合会等の負担金及び人事委員会の開催、各種会議への出席等委員会運営に関する経費でございます。

次に、第2目の事務局費は1億4,231万4千円でございます。その内訳は、中ほどの事業名欄にございますが、給与費1億2,383万9千円は、事務局職員15人分の給与でございます。

その下の事務局運営費369万5千円は、各種会議への出席に係る旅費や図書、文具等の購入費など事務局の運営・管理に要する経費でございます。

任用関係事業費1,329万4千円は、県職員、警察官の募集及び採用試験の実施等に要する経費でございます。

その下の給与関係事業費114万4千円は、県職員の給与等に関する報告及び勧告等に要する経費でございます。

最後に、審査関係事業費34万2千円は、県職員及び公平委員会の事務を受託している町村等の職員からの不利益処分に関する不服申立て等に対する審査、判定等に要する経費でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

青木監査事務局長 監査事務局関係でございます。

同じ説明書の178ページをお開きください。

第9項監査委員費につきましては、右肩にありますとおり2億1,182万3千円となっております。

その内訳でございますが、まず第1目委員費1,950万8千円につきましては、中ほ

どの事業名欄の給与費1,258万6千円は、常勤監査委員1人分の給料等です。その下の委員報酬564万円は非常勤監査委員3人分の報酬、さらにその下の監査経費128万2千円は監査委員の旅費等でございます。

次に、第2目事務局費の1億9,231万5千円でございますが、中ほどの事業名欄の給与費1億8,167万3千円は、事務局職員20人分の給料等であります。その下の事務局運営費1,064万2千円は、監査の実施に必要な旅費、需用費などの経費でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別に質疑等もないようですので、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第12号議案平成27年度大分県用品調達特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

阿部会計管理者 用品調達特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成27年度予算に関する説明書の最後のほうになりますが、583ページをお願いいたします。

この特別会計は、県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を用度管財課において一元的に行うために設けているものでございます。

予算額は、歳入、歳出とも総額で18億2,170万円となっております。

次の、584ページをお開きください。

歳入の第1款用品調達費第1項用品収入第1目用品収入は、本庁各課、それから地方機関などの一般会計からの収入が18億2千万円となっております。

これは、次の585ページの歳出の第1款第1項用品調達費第2目用品費の18億2千万円と同額になっておりまして、関係課からの要求に基づき印刷物や消耗品、備品などを購入するための経費となっております。

なお、その上の第1目用品総務費170万円につきましては、平成26年度の決算剰余金見込みを一般会計に繰り出すための予算でございます。

以上で、用品調達特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別に、ご質疑等もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告裁判上の和解について、執行部の説明を求めます。

阿部会計管理者 それでは、第2号報告裁判上の和解について、ご説明を申し上げます。

議案書では305ページとなっております。議案のほうでございます。説明は、総務企

画委員会資料により説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

本件は、大分県庁舎等警備業務等委託の入札訴訟に係るものでございます。

まず、1の訴訟の概要についてです。県では、県庁舎本館、新館、別館及びその敷地内の警備業務と外来駐車場の整理業務を平成12年度から民間業者に委託しておりまして、近年は3年間の長期継続契約を締結しているところでございますが、平成25年9月6日に実施いたしました入札において、本訴訟の原告であります大分総合警備管理株式会社が提出した入札書に代表者氏名の記載がなかったことから、大分県契約事務規則等に基づきこの入札を無効といたしました。これを不服として、同社が平成25年10月11日に大分地裁に訴訟を起こしたものでございます。

2の原告の主張でございますけれども、「原告を落札者とする決定をして、自社と契約をせよ」と。また、「契約承諾までの間、月6万4,957円を支払え」などを求めるものでございます。

3の訴訟の経過でございますけれども、これに対しまして県は応訴いたしました。その後、口頭弁論、それから弁論準備手続を経て9月18日に結審いたしましたんですが、その後、裁判所のほうから和解勧告がなされまして、平成26年12月25日に和解に応じたものでございます。

4の和解の内容ですけれども、4の①の和解条項にありますように、解決金200万円を支払うというものであります。和解に応じた理由は、4の②に書いておりますが、裁判所から勧告があったことを重く受けとめまして、入札説明書などにおいて入札書の記載例を示すなど原告に対し記載方法についての説明が不十分であったこと、過去の入札において原告から提出された代表者氏名が未記入の入札書を有効とした事例があったこと、他の会社との間で結んでおります委託契約が適切に業務が遂行されていることなどを考慮に入れたものでございます。

専決処分をさせていただいたのは、③にありますように裁判所からの勧告を受けて、どうするか検討を行い、今、説明を申し上げましたような理由から勧告を受け入れることといたしまして、和解の成立の機を逸することがないように、その次の和解の期日が平成26年12月25日に設定されておりましたので、そこで和解に応じるために知事の専決処分を行ったところでございます。

会計管理局といたしましては、こうした事態が再び起こらないように、書いておりませんけれども入札参加者に配付する入札説明書に具体的な記載例を書き加えまして、また、入札時にも入札書に代表者氏名の記載が必要であることを十分説明し、さらに入札執行者を含め原則3人以上の職員でチェックして厳正に入札を実施するなどを、全所属に対して文書により指導するとともに、会計等の研修会などで機会あるごとに、職員に対し周知徹底を図っているところであります。

今後とも再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。何とぞご承認のほどをよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

濱田副委員長 これは代表者の名前がないということですが、この会社名だけであったということですか。

阿部会計管理者 正確に申しますと、これは代理人の入札でございますので、代理人の名

前はあるわけなんですけれども、住所、それから会社の名前、代表者氏名を書いて、代理人の名前を書いて入札することになっているんですけど、会社の代表者の氏名がなかったということでございます。

濱田副委員長 会社と代理人の名前があったということですか。

阿部会計管理者 そうです。

濱田副委員長 会社名と代理人ですよ。

阿部会計管理者 はい、会社名と代理人の名前がありました。

濱田副委員長 基本的にはちょっと、それは全く不備ですよ。だけど、今までそれで通ってきたというふうに解釈されますので、それで前は通ったと。

阿部会計管理者 代表者の氏名はもう書いていただくということになるんですけども、前の平成24年の同様な入札のときに記載がなかったんですけども、それを有効にした事例がありまして、そちらのほうがよろしくないということになるわけなんですけれども、今回はきちっと書いてもらうということで、その記載がなかったので無効にしたということでございます。

濱田副委員長 それで、県のほうが前も通したから、県の不備があるということで200万円を払うということですね。

阿部会計管理者 今回、入札を無効にしたことについて不備があるというよりも、前、本当は無効にしとくべきだったところを有効にしたということでございます。

和解をいたしましたのは、そうした前回は有効にしていますので、原告の入札にそういう意味では混乱を与えたということですし、記載方法を「きちっと代表者の名前を書いてくださいね」ということを十分に確認していなかったということがありますので、和解に応じるという解決方法をとったということでございます。

濱田副委員長 これは総額はどのくらいの契約なんですか。

阿部会計管理者 現契約が3年間、7,469万1千円の契約でございます。

濱田副委員長 結局、いろんな書類の入札の条件とかチェックが、県のほうが前からも含めて甘かったということで、どっちかと言ったら敗訴、負けたということで和解に応じて200万円払ったということですね。そう理解していいですね。

阿部会計管理者 判決が出ておりませんので、敗訴ではございません。問題解決の方法として、裁判所のほうが「判決を出すのではなく、和解による解決を図ってはどうか」という解決方法を提示されましたので、私どもは裁判の中では「これは無効なんだ」という主張をしてまいりましたし、今でもきちんとして書いてもらうようにしているんですけども、ただ、そういう書き方に説明が十分でなかったということがありましたので、裁判所の勧告を受け入れて和解しようという決定をしたわけでございます。

吉岡委員長 よろしいですか。

濱田副委員長 ここまでにしておきましょう。

吉岡委員長 ほかにご質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかに、ご質疑等もございませんので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。
以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にないようでございますので、最後に私から一言、ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔青木監査事務局長 4 局代表挨拶〕

吉岡委員長 以上で、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

〔会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局退室、総務部入室〕

吉岡委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

まず、農林水産委員会から合い議のありました第 4 1 号議案指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 第 4 1 号議案指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。議案書のほうは 2 8 2 ページになりますが、お手元のほうにお配りしております総務企画委員会説明資料、こちらのほうで説明させていただきます。

資料の 1 ページをお開き願います。

指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部改正案の概要でございますが、これは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴いまして、法律の題名が改正されたため、条文中に法律名称を引用している条例につきまして、一括して所要の改正を行うものであります。対象の条例は 3 本ございますが、その 1 番下の大分県条例の一部改正が本委員会関係でございます。

下段のほうの枠囲みにありますように鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律につきましては、鹿やイノシシによる農林水産業被害が深刻化していることから、鳥獣の捕獲等の一層の促進を図るため、「鳥獣の管理」の概念が新たに導入され、法律の題名も鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律ということで、管理の文言が入ったものに改題されたところでございます。本県税条例におきましても、法律の名称を引用しておりましたので、その名称を改めるものでございます。

なお、施行期日でございますが、法律の改正施行日と合わせまして、平成 2 7 年 5 月 2 9 日としております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もございませんので、質疑を終わり採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと農林水産委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと農林水産委員会に回答することに決定いたしました。

次に、文教警察委員会から合議のありました第47号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、執行部の説明を求めます。

宮迫人事課長 第47号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備のうち、本委員会合議部分につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は295ページでございますが、説明資料の2ページでご説明させていただきたいと思っております。

今回の条例案につきましては、1の改正法の概要にありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行されることに伴い、関係条例を整備するものでございます。

今回の法の改正の概要を資料の(1)から(3)までに記載しております。

まず、(1)でございますが、これまで教育長は教育長としての一般職の立場と、教育委員としての特別職の立場をあわせ持っておりましたが、今回の法改正により現行の教育委員長の職は廃止し、新たに教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長を置くこととなります。

次に(2)でございますが、新教育長は、知事が議会の同意を得て直接任命する特別職ということになります。

さらに、(3)でございますが、教育長は現行では教育委員の1人でございますが、改正後は教育委員ではなくなりますが、教育委員会は、教育長と教育委員をもって組織されることとなります。

こういった法改正に伴いまして、今回、関係条例を整備するものでありますが、この総務企画委員会でご審議いただく条例は、2の改正する条例に記載してありますとおり(1)から(4)までの計4本ということになります。

まず、(1)の特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正についてでございますが、先ほどご説明申し上げました法改正の概要のとおり、新しい教育長は特別職としての身分に一本化されることから、条例題名を特別職の常勤職員の給与等に関する条例に改めるなど規定の整備を行うものでございます。

改正法では新教育長は常勤とされるとともに、一般職の職員と同じく職務専念義務が課されることということになりましたので、これを受けまして、新教育長の年次有給休暇の取得や健康診断の受診など職務専念義務の免除等の取り扱いについても、これまでと同じく一般職と同様に取り扱うよう規定を設けるものであります。

次に、(2)の職員等の旅費に関する条例の一部改正でございますけれども、これにつきましても、新教育長の身分が特別職に一本化されることに伴い、規定の整備を行うものでございます。

(3)の各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。先ほどの法改正の概要の(1)のとおり、教育委員長の職が廃止されることに伴いまして、

現行の教育委員長の報酬に関する規定を削除するというものでございます。

次に、（４）の特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例についてであります。これにつきましても、先ほどご説明申し上げました特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例と同様に、特別職として一本化されることに伴いまして、条例題名を改めるなどの規定の整備を行うものであります。

３の施行期日についてでございますが、改正法の施行日と同じく平成２７年４月１日としておりますが、改正法の経過措置として、現教育長の在職期間中は改正前の規定を適用するという事とされておりますことから、改正条例につきましても改正法と同様の経過措置を設けさせていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

濱田副委員長 一般質問でちょっと質問もして——これは質問というより私の意見を申し上げたわけでありましてけれども、ここにありますように今度の教育長の人事というのは、委員長といわゆる教育長、今までの形でいえば兼ねたポストになるわけです。しかも、特別職でありますので、質問で言いましたように、我々もツーポストを、１人を選ぶのに同意をするわけですから、何らかの判断基準を——これは特別職の承認は全てそうだけれども、今までのようにただ経歴だけじゃなくて、何らかの信条なりいろいろなものを加えた、この人を承認するという、いわゆるヒントになる、そういうものを今までより少しプラスしていただけないかということを中心に質問したんです。質問というより意見を申し上げました。だから、そういう点を十分考慮いただきたいというふうに思います。

特に教育改革の中で、知事とか行政の長の権利といいますか、あれが強くなり、ある程度いろいろなものについて責任が重くなるわけですから、当然我々も承認する責任も重くなるわけですから、その判断基準をぜひ考慮していただきたいと思います。

意見があったら言ってください。

宮迫人事課長 今回、地教行法が改正されまして、新たな教育長というのは地方教育行政において責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、それから首長との連携の強化と、こういうことを目的として設置されるわけで、今、委員おっしゃったとおり、その責任というのは非常に重要なものだというふうに考えております。

任命手続については、従来の教育委員と同様な形でされるわけですがけれども、議会の同意を得て知事が任命するという事とされております。ただ、今回、地教行法の改正の趣旨は、今、委員おっしゃったような趣旨がございますので、そういった趣旨も踏まえながら、他県もさまざまに検討しているということをお聞きしておりますので、そういった状況も参考にしながら、任命段階の手続については検討してまいりたいと思います。

田中委員 新教育長の任命については、知事の意向が十分に反映できるということで、人格、識見等いろいろな面で選択は知事の権限に委ねられると思いますけど、それと同時に、現在の教育委員の選任についても、平成２０年の不祥事を含めて、あるいはまた先般の佐伯の高校統廃合問題を含めて、少し調査不足というか、もう少ししゃんとした教育委員を選んでほしいという、我々としては感想を持つわけですね。そういう面での教育委員の選任基準も含めて、これはもう少し考えていただきたいなと思っております。

だから、ずぶの素人とか、どこかの団体の長とか、大学教授とかいって見ても、本当の

現場の教育に精通した方が座られて――地方のことを含めて論じるレベルの低さを見たら、私はもう少し選任に当たって厳正な資格審査を事前にやっていただきながら、しっかりと教育委員を選んでいただきたいと、こういうふうに注文をつけておきます。

回答は要りません。

吉岡委員長 ほかにご質疑等もございませんので、質疑を終わり採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

続いて、付託案件の審査に移ります。

まず、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

島田総務部長 第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、歳入全般と総務部関係の歳出について、ご説明をいたします。

まず、平成27年度当初予算案の全体像についてですが、お手元にお配りしております総務企画委員会説明資料の3ページをごらんください。

資料の、このページの1番下にありますとおり、歳出の合計ですが5,686億2,300万円と、その右の平成26年度当初予算額5,918億2千万円と比べますと、231億9,700万円の減、伸び率でマイナス3.9%となっております。これは、いわゆる骨格予算として義務的経費や継続事業を中心に編成したことによるものですが、年度当初から執行する必要のある教育関係経費や子ども・子育て支援、特定建築物の耐震改修など防災・減災対策などについては、新規事業であっても当初予算で計上しているところであります。

次に、同じページの上の表であります、歳入について款別にお示しをしております。

まず、第1款県税についてですが、平成27年度当初予算案A欄にありますとおり1,216億円、7年ぶりに1,200億円台を回復いたしました。これはB欄と比較しますと171億円の増、率にして16.4%の増となります。

詳細についてですが、分厚いほうの冊子、平成27年度予算に関する説明書をごらんください。説明書の5ページであります。

第1項県民税第1目個人についてですが、左から2列目、本年度予算額にありますとおり323億1,242万1千円であります。景気回復に伴う所得の増を見込むとともに、企業業績の回復や株取引の活発化を要因とする株式等の配当所得、譲渡所得の増収などにより、比較欄のとおり10億1,502万4千円の増となっております。

次に、その下の第2目法人48億2,372万8千円と、それから飛びまして7ページの下第2項事業税第2目法人201億5,280万2千円、この2つの合計がいわゆる法人2税でございますが、資料にお戻りいただきまして、資料のA欄の上から2つ目に――資料の3ページです。3ページの上から2つ目にありますとおり、法人2税は249億7,653万円を計上しておりまして、企業業績の回復や法人事業税の税率の引き上げ等に伴い38億3,966万円の増となっております。

また予算説明書にお戻りいただきまして、9ページをお開きください。

第3項地方消費税についてですが、右上にありますように344億683万5千円であります。第1目譲渡割及び第2目貨物割ともに、地方消費税率の引き上げに伴う税収の平年度化によりそれぞれ増となり、合わせて120億781万1千円の大幅増となります。

また資料に移っていただきまして、上から3つ目の第2款地方消費税清算金についてですが、402億4千万円となっております。これは、税務署等に納付されました地方消費税をそれぞれの都道府県が一旦受け入れた後、各都道府県の間で清算するものであります。消費税率の引き上げに伴う税収の平年度化と地方財政計画における全国ベースでの地方消費税の伸びを踏まえまして、前年度比で128億900万円の増を見込んでいますところでありまして。

同じ資料3ページの中ほどの第7款分担金及び負担金、第9款国庫支出金及び第15款県債につきましても、大きく前年比マイナスとなっておりますが、骨格予算でありまして、公共事業費を7割の計上としていることが主な要因であります。

その下の第8款使用料及び手数料につきましても、72億4,225万3千円と前年度比で14億9,918万8千円の増となっております。平成26年度予算では、就学支援制度の改正に当たりまして、実質的に徴収しない生徒の授業料については歳入に計上しない取り扱いとしておりましたが、平成27年度予算からは新たに15億9千万円を計上することとしたことなどによるものであります。

それから次に、第12款繰入金につきましても、166億7,443万7千円と前年度比で143億6,003万5千円、率にして46.3%の減となっております。このうち収支不足を埋める財政調整用としては、55億円を計上しております。昨年度は70億円を財政調整用として繰り入れましたが、27年度は骨格予算でもありまして、15億円の減となっております。

なお、財政調整用基金の平成26年度末の残高につきましても、税収増、それから執行段階での節減などにより一部を繰り戻す結果、431億円を見込んでおりまして、平成27年度末については骨格予算段階で380億円を見込んでいますところでありまして。

第15款県債の臨時財政対策債については、地方財政収支の改善に伴い74億2,500万円の減となっております。

なお、県債残高につきましても、平成26年度末残高は約1兆497億円と、平成25年度に引き続き減少を見込んでおります。さらに、平成27年度末では骨格予算段階で1兆332億円と、臨時財政対策債の減などにより残高総額は2年連続で減少する見込みとなっており、引き続き県債残高の削減に努めてまいります。

歳入は以上でございまして、引き続き総務部関係の歳出について説明をいたします。

委員会資料の3ページ、同じページであります。下の表でありますけれども、総務部関係一般会計歳出予算につきましても、表の左から2列目のAの欄にありますとおり、1,630億7,427万5千円を計上しております。平成26年度と比較いたしますと204億4,138万2千円、14.3%の増となります。主な要因は、地方消費税率の引き上げに伴う地方消費税清算金・交付金の増などによるものであります。

主な事業につきましても、厚い冊子、予算説明書により説明をいたします。128ページをごらんください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目財産管理費であります。126ページから続くものでありますが、129ページの中ほどの事業名の欄ですけれども、県有財産利活用推進事業費6,423万6千円は、未利用地等の利活用や財産管理の適正化を図るために要する経費であります。

それから、128ページのその下ですが、固定資産台帳システム構築事業費2,207万7千円は、平成28年度決算から統一的な公会計基準により財務諸表を作成するための前提となる固定資産台帳の整備に要する経費であります。

次に、130ページをごらんください。

第10目諸費の職員住宅管理費についてであります。右端の説明欄、建設費償還金7億9,494万5千円は、職員住宅建設費の償還等に要する経費であります。平成27年度に全額繰り上げ償還することで、将来に負担すべき利息の削減を図ることとしております。昨今の金利情勢を踏まえたものであります。

それから次に、157ページまで飛んでいただきまして、第3項徴税费第2目賦課徴収費であります。

157ページの事業名欄の上から2つ目、自動車税クレジット納税等推進事業費591万4千円は、納税者の利便性の向上を図るためクレジットカードによる自動車税の納付方式の導入、それから口座振替の申し込みの簡素化に要する経費であります。それから、その下の自動車税ワンストップサービス推進事業費795万7千円は、自動車所有者の利便性向上等を図るため、自動車の登録に際し必要な自動車税等の申告・納付、保管場所証明の申請、運輸支局での登録など一連の手続をインターネット上で行うワンストップサービスの導入に要する経費であります。

次に、1枚おめくりいただきまして159ページ、第4項市町村振興費第1目市町村連絡調整費であります。

事業名欄の上から2つ目、市町村行政基盤拡充事業費2,843万3千円は、県の事務を市町村に権限移譲した場合の事務の執行に要する経費を市町村に対して交付するものであります。平成27年度から新たに移譲する事務として、破損等に伴う身体障害者手帳の再交付申請の受け付け及び再交付に関する事務がございます。

次に、163ページをお開きください。

163ページは、第5項選挙費第3目地方選挙費であります。事業名欄の1番下、地方選挙執行経費5億3,317万8千円は、4月に予定されている大分県知事選挙、大分県議会議員選挙に係る選挙公報の発行費や市町村への交付金などであります。

次に、大きく飛んでいただきまして481ページをごらんください。

481ページ、第12款公債費第1項公債費第1目元金であります。事業名欄の1番上、公債管理特別会計繰出金705億7,567万1千円は、県債の償還を公債管理特別会計で一元的に行うため、通常債に係る元金相当額を一般会計から特別会計に繰り出すものであります。その下の減債基金積立金75億9千万円は、全国型市場公募債の発行に伴いまして、この償還方式は30年の満期一括償還となっておりますので、毎年度、発行済み額の3.3%相当、30分の1相当を満期に備えてあらかじめ減債基金に積み立てておくものであります。

続きまして、同じページ、第2目利子であります。1枚おめくりいただきますと、事

業名欄の1番上、公債管理特別会計繰出金121億4,970万2千円がございますが、先ほどの元金と同様に通常債分の利子を特別会計に繰り出すものであります。

以上で、総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。

あわせてのご報告2点でございますが、1つには地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の国会に提出されております。この法律案が可決・成立した場合、本年4月1日から施行される規定がございますので、当該部分に係る県税条例を専決処分により改正させていただきたいと考えております。詳細については、後ほど税務課長から説明いたします。

それから2点目は、例年のことでございますが、特別地方交付税や県債、退職手当等の最終確定に伴いまして、必要に応じて平成26年度補正予算の専決処分を3月末にさせていただくこととなりますので、あわせてよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑等もないようでございますので、これより企画振興部、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係部分を含め採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号議案平成27年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

長谷尾財政課長 今、ごらんいただきました平成27年度予算に関する説明書の515ページをお開き願います。

第2号議案平成27年度大分県公債管理特別会計予算についてですけれども、この特別会計につきましては、借換債の発行額の増減によりまして一般会計歳入歳出予算の規模が見かけ上増減することが見込まれたことから、借換債相当分を一般会計から控除いたしまして、実質的な予算規模を把握できるようにするとともに、公債費の経理の明確化を図る観点から平成17年度に創設したものでございます。

515ページの総括表の歳入・歳出とも左から2列目にありますように、総額は1,038億4,733万1千円でございます。前年度と比較しますと213億9,053万3千円の減となっております。

これは、次の516ページをおめくりいただきまして、歳入のうち下から2つ目の第2項第1目県債の借換債が189億2,100万円減となったこと、また利子の減が主な要因でございます。

次にその下の517ページをごらんいただきたいと思います。

歳出についてですが、表の上から2番目の第1目元金については、195億112万2千円の減となっております。主な要因につきましては、中ほどの事業名欄の上から2つ目の元金（借換債分）にありますとおり、平成27年度の借換債の発行予定額が208億1,

900万円と前年度より189億2,100万円減少したことなどによるものでございます。

その下の第2目利子につきましては、借入金利の低減などによりまして18億6,846万5千円の減となっております。

なお、先般議決をいただきました3月補正予算を加味した県債残高についてでございますが、冒頭ごらんいただきました常任委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思います。一般会計の地方債の現在高に関する調書でございますが、先ほど申し上げた3月補正予算を加味しまして、1番右の平成27年度末現在高見込額についてですが、1番下の合計欄にありますとおり1兆331億7,563万5千円と、中ほどにございます平成26年度末見込額1兆497億670万円に比べまして、165億3,106万5千円の減少となります。これは、骨格予算のため公共事業の予算額を平成26年度当初予算額の70%の範囲内としたことに加えまして、地財収支の改善に伴い臨時財政対策債の減74億円などによるものでございます。当初予算編成段階では、2年連続の減となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案書は191ページでございます。また、総務企画委員会説明資料では5ページ、6ページでございまして、こちらの説明資料のほうで説明させていただきます。

まず、1番上の囲みの部分をごらんください。

事務処理の特例に関する条例は、知事の権限に属する事務について、市町村に権限移譲を行うものであり、各市町村への移譲事務と保健所設置市である大分市への移譲事務がございまして、

今回の改正は、鳥獣保護法、医療法、調理師法という3つの法律の改正に伴うものでございまして、いずれも規定の整備で、市町村への移譲事務の内容に変更はございません。

まず、5ページの1の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務でございますが、鳥獣捕獲許可等の事務を全市町村に移譲をしております。先ほど税務課長からご説明をいたしましたとおり、鳥獣保護法に関しましては、保護だけではなくて管理という概念が新たに加わってございます。この管理というのは、法律・施行規則改正の欄、改正の概要②にございますけれども、生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させるということでございます。この管理という概念が加わったことによりまして、法律の名称や知事が策定する事業計画の名称などが改正をされます。

1番下の枠、条例改正でございまして、法律・施行規則の題名改正や施行規則の号ず

れ等に伴う規定の整備を行うものでございます。施行日は、改正法の施行日である平成27年5月29日といたしてございます。

次に、6ページ、上のほう、2の医療法等に基づく事務ですが、医療法人設立認可の受け付け等の事務を保健所設置市である大分市に移譲しております。

法律改正の欄ですが、地方分権の第4次一括法によりまして、複数の都道府県で病院等を開設する医療法人の監督権限が、厚生労働大臣から主たる事務所の所在します都道府県の知事に移譲されます。

条例改正の欄でございますが、図にありますように事務の流れをフローにしてございますけど、国までいっていた手続が県の段階で完結するため、これに伴う規定の整備等を行うものでございます。

また、3の調理師法等に基づく事務ですが、調理師養成施設からの申請・届け出の受理を大分市に移譲してございます。

法律改正・施行令改正の欄ですけれども、第4次一括法により、調理師養成施設の指定権限が厚生労働大臣から都道府県の知事に移譲されます。これにより、医療法と同様、事務が県の段階で完結するため、これに伴う規定の整備等を行うものでございます。

医療法、調理師法関係の改正につきましては、施行日を改正法の施行日である平成27年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会及び農林水産委員会にも関係がありますので合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第17号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 第17号議案包括外部監査契約の締結について、ご説明いたします。

議案書は192ページでございます。また、総務企画委員会説明資料では7ページでございます。先ほどと同様に委員会資料によりご説明をいたします。

まず、1の議案の概要をごらんください。平成27年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

2の契約の概要でございますが、まず(4)の契約の相手方でございます。平成27年度の包括外部監査を、平成25年度、平成26年度に引き続きまして、公認会計士の首藤慶史氏をお願いしたいというものでございます。

契約金額は、(3)のとおり1,263万6千円を上限とする額としておりまして、平成26年度に議決をいただきました額と同額でございます。

また、3の監査委員の意見ですが、監査委員からは異存ない旨の意見をいただいております。

ます。

なお、平成26年度の包括外部監査は、資料の1番下にありますように委託契約に係る財務事務の執行についてというテーマで実施されておりまして、3月下旬には結果報告書を提出いただくことになってございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

阿部委員 契約の相手等の決定というのは、どういうふうに決めるのですか。今年度と同じ3回目というふうになっているので、契約の金額等を見ても結構な金額なんですけれども、どういう方法で——例えば入札とかそういう方法でやっているのか教えてもらえないですか。

山本行政企画課長 制度上、同じ方に対して4回お願いするということはできないということになってございまして、3回までということでございます。

これまで契約の相手方につきましては、公認会計士会の推薦を頂戴いたしまして、推薦をいただいた方をお願いするというところでお願いしております。

やはり毎年毎年交代ということになりますと、せつかく県の仕事の流れですとか、仕事の内容とか、そういうものを監査を通じてご理解いただいたのに、またすぐかわって、また1からということでは、なかなか深い監査というものがいただけないだろうということで、私どもとしましては、一応3年をめどに同一の方をお願いをしたいということで考えてございます。

阿部委員 この公認会計士の組織から推薦をもらうということですね。

山本行政企画課長 はい。

阿部委員 公認会計士の組織からの推薦に当たっては、県のほうから条件は出していないですか。例えば、何年間やって経験のある人とかですね。ただ単に、ぽんとその組織にお願いしますということなのか、それとも、何項目かいろんな条件があって、その条件にまず合致する人——その中の数人から選んでくるという方法なのか。どこまでしてあるのか。この包括外部監査を調べると、物すごく県の——私がなぜそれを聞くかということ、県の監査事務局ね、こちらのあれとは違った1つの結果が物すごく見られるんだよね。そういうところもあってお尋ねしています。

山本行政企画課長 これまで長く包括外部監査というものを継続してございます。その中で、会計の専門家としての視点、見識ということで監査をいただいております。その中に会計士の団体としても十分ご理解をいただいた上で、県の幅広い行政を見れる方ということでご推薦いただいているものというふうに承知をしております。こちらのほうから特段、経験年数が何年以上とか条件を付してお願いはしてございません。

ただ、議決をいただきました契約金額の条件というものがございまして、その範囲内で、また、かなり広範にわたって、日数的にも、実際、監査は非常に時間的にもとられる格好でもございます。また、今回の場合でも、補助監査人を9名雇っていただいて、合計10名で見ていただいたと。そういった監査の体制が組める方、そういうことでお願いをしたいということで、この方をご推薦いただいているということでございます。

阿部委員 はい、結構です。

吉岡委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第18号議案独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備について、執行部の説明を求めます。

太田県政情報課長 第18号議案の独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備について、ご説明を申し上げます。

議案書は193ページでございますが、説明資料の8ページをお開き願います。

下段の枠内に、独立行政法人通則法の改正内容を記載いたしております。現行の独立行政法人は、国家公務員の身分を有する特定独立行政法人とそれ以外の法人の2つに分類されておりましたが、今回、新たに中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人として3つに分類をされます。この通則法の改正に伴い、関係する条例について語句や引用条文のずれ等をまとめて整備するものでございます。

まず、8ページの上段の1の大分県情報公開条例については、引用する通則法の条文を第2条第2項の特定独立行政法人から第2条第4項の行政執行法人と改めるものでございます。

次に、9ページをお開き願います。2の大分県個人情報保護条例ですが、これも同様の改正でございます。

最後に、中段の3の職員の退職手当に関する条例ですが、これは引用する通則法の条文がずれのため改めるものでございます。

施行期日につきましては、法の施行期日と同じ27年4月1日といたしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

なお、本案については、農林水産委員会にも関係がありますので合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第19号議案大分県行政手続条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

下郡法務室長 第19号議案大分県行政手続条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案書は195ページでございます。説明資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

第1の改正の理由です。大分県行政手続条例は、行政手続法の適用除外とされております条例及び規則に根拠を有する処分及び届け出並びに県の機関が行う行政指導に関する手続に関して共通する事項を定めておりますが、昨年6月に行政指導等に関して行政手続法の一部が改正されたことから、法の改正の趣旨を踏まえて、法と同様の内容を追加するも

のでございます。

第2の改正の内容です。行政指導等に関する手続規定を新設いたします。まず①の行政指導における根拠の明示として、行政機関が行政指導をする際、許認可等の権限、取り消しや中止命令等の権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないことといたします。

次に、②の行政指導の中止等の求めの手続の規定です。法令に違反する行為の是正を求める行政指導が行われる際、その相手方は、その当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するとき、考えるときは、当該行政指導の中止等を求めることができることといたします。

次に③の処分等の求めの手続の規定です。何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導をすることを、その権限を有する行政機関に対して求めることができることといたします。

施行期日は、行政手続法の改正に合わせて、平成27年4月1日としております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑等もないようでございますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

長谷尾財政課長 第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。議案書は198ページでございます。委員会資料のほうでご説明いたしますが、11ページをお開き願います。

1の基本的な考え方とおおり、法令の改正や制度の見直し等に伴いまして手数料の新設・廃止等が5件、地方分権改革に係る第4次一括法の施行に伴う手数料の新設が3件、合わせて8件の改正を行うものでございます。これに伴う収入見込額は、2,740万円の減でございます。

3の主な改正点についてでございますが、(1)の①歯科技工士国家試験事務は、法改正によりまして国家試験の実施主体が知事から厚生労働大臣に変更されるため、試験手数料を廃止するものです。

②の建築基準法関係事務は、法改正によりまして構造計算適合性判定申請が建築主事等を経由せず、直接知事に申請することに伴いまして、経由規定を削除するものです。

③の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務は、住宅性能表示制度の見直しに伴いまして、住宅ローン減税等の優遇が受けられる長期優良住宅の認定申請において、住宅性能評価書を活用した申請が可能となることから、手数料を新設するものでございます。

次の12ページをお開きください。

④宅地建物取引業法関係事務については、法改正により宅地建物取引主任者が宅地建物取引士となることに伴いまして、手数料の名称を変更するとともに、宅地建物取引士証再

交付申請手数料を新設するものでございます。

⑤の運転免許関係事務につきましては、手数料の標準額を定める道路交通法施行令が改正されまして、普通免許の試験手数料等を改正するものです。

続いて、第4次一括法による手数料の改正について、ご説明いたします。

(2) ①食品衛生許可事務から、次の13ページの②食鳥処理関係事務、③汚染土壌処理業許可等関係事務の各種権限が、大臣から知事に移譲されることに伴いまして、手数料を新設するものでございます。

なお、今回の条例の一部改正については、関係法令に別途定めのあるものを除きまして、平成27年4月1日の施行となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

なお、本案については、商工労働企業委員会を除く4つの常任委員会に関係がありますので合い議をいたしました結果、いずれの委員会からも原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号報告平成26年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

島田総務部長 それでは、第1号報告平成26年度一般会計補正予算（第4号）について、説明をいたします。

総務企画委員会説明資料の14ページをごらんください。

火山活動降灰対策事業1億1,120万円であります。この補正予算は、昨年11月からの阿蘇山の噴火によりまして本県内においても降灰による農作物等の被害が確認され、今後、さらに影響の拡大も懸念されることから、降灰除去機械の整備等に支援を行う市町に対して3分の1を助成するものであります。農作物やシイタケへの降灰対策、ハウス洗浄用機械整備など早急に措置する必要があったことから、2月18日付で専決処分を行わせていただいたところであります。

議案書の303ページをお開きください。

今回補正する額は、右から2つ目の欄にありますとおり、1億1,120万円の増額補正であります。

この財源として、302ページにありますとおり財政調整基金からの繰入金を全額充てることとしています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑等もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わり、付託外案件に移ります。

本委員会及び文教警察委員会に、慰安婦問題の解決を求める意見書の提出についてという陳情が回付されております。

執行部は、何かご意見はございますか。

山本行政企画課長 お手元に陳情文書があるかと思えます。陳情文書をごらんいただきたいと思えます。慰安婦問題の解決を求める意見書の提出について、という陳情でございます。陳情文書の末尾、記の欄をごらんいただきたいと思えます。4項目ございますけれども、そのうち1番から3番についてご説明申し上げます。

陳情の趣旨は、1つ目が河野談話の撤廃、もしくは強制連行がなかったことの新談話の発表を求めるもの。2つ目が河野談話を発表した河野洋平元内閣官房長官の国会への喚問。3つ目が正しい歴史認識を周知させるための広報の推進を政府に求めるということでございます。

これにつきましては、日韓の間の外交上の問題であり国の専権事項でございますので、県として特に意見を申し上げることはございません。

以上でございます。

吉岡委員長 委員の皆さん、ご意見等はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

安部税務課長 大分県税条例等の一部を改正する条例案の要旨につきまして、ご説明させていただきます。資料は15ページでございます。

大分県税条例等の一部を改正する条例案の概要でございます。

現在、国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合に、4月1日から施行される規定があることから、専決処分によりまして当該規定に係る大分県税条例等の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容の1の法人事業税についてであります。すぐ下の表に示しているとおり法人実効税率の引き下げに伴いまして所得割の税率を引き下げるとともに、代替財源確保のため、中ほどにある大きな黒い矢印の下、外形標準課税の拡大という図がございますが、この図のとおり資本金1億円超の普通法人に導入されております外形標準課税を、2年間で現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大するものでございます。

なお、1番下の表にありますとおり税率は2段階に分けての改正となるため、平成27年4月1日から適用となる分につきまして、今回の専決で改正させていただきまして、平成28年4月1日から適用となる分につきましては、第2回定例会のほうに上程させていただく予定といたしております。

右のページに行きまして、2の自動車取得税につきましては、エコカー減税の対象となる自動車の燃費基準を平成27年度燃費基準から平成32年度燃費基準へ置きかえるなどの改正を行いまして、2年間延長するものでございます。

その下、3の不動産取得税についてですが、現行の住宅及び土地に係る税率の特例措置を3年間延長するものでございます。

4の地方消費税についてであります。消費税率10%への引き上げ時期について、地方税法の改正に合わせまして、現行の平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更するものであります。

その下、5の個人県民税についてであります。消費税率引き上げ時期の変更に伴いまして、住宅ローン減税措置について対象期間を1年半延長するものであります。また、ふるさと納税の推進を図るため、特例控除額の上限を拡大するとともに、確定申告しなくても自動的に翌年度の住民税から控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設するものであります。

その下、6の狩猟税についてですが、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的といたしまして、対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の非課税化などの軽減措置を平成30年度まで実施するものでございます。

以上の改正についての施行期日でございますが、原則といたしまして平成27年4月1日ですが、一部段階的に実施するものがございます。これ以外の大分県税条例の改正案につきましては、改めて第2回定例会においてご審議をいただく予定としております。

以上でございます。

吉岡委員長 執行部の報告は終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようですので、以上で執行部からの諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にならぬようでございますので、最後に私から一言、ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔島田総務部長挨拶〕

吉岡委員長 以上で本日の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔総務部退室〕

吉岡委員長 まず、閉会中における所管事務調査についてお諮りします。

今期定例会は本月17日をもって閉会となりますが、現委員は議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。したがって、お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査としたいと考えますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、閉会中における所管事務調査について、所定の手続をとることといたします。

次に、本日の審査結果に関する委員長報告についてでございます。

会計管理局ほか3局の審査終了後、総務部入室中に「会計管理局の第2号報告については、委員会として何らかの意見を示すべきではないか」という趣旨のご発言がございました。部局の入れかえ中でしたので、後ほど委員間協議の場でということで、私がお預かりいたしました、改めてご検討いただきたいと思っております。

事務局 会計管理者と用度管財課長は、再説明のため待機しております。

吉岡委員長 会計管理局の裁判上の和解に関する件を、どういうふうに考えていくかということでございます。今、待機をしていただいているということなので、改めて嚴重注意を行うか、あるいは委員の皆さんから意見をいただいて委員長報告の中に入れていくのかなど、それぞれのお考えをお願いします。

酒井委員 私は当時、ちょうど監査委員をしておりましたから余り言えないんですけども、恐らく内容からすれば前例があつて同じことをしたものに対して裁判に訴えられるから、状況としては厳しいよということで、そういったことを申し上げた経緯があつて、本来であればこの今の代表者の人が1番安かったです。2番目の人に——結局、代表者名がないことで次の入札者と契約をしたということと、200万円という結果もありますけど、したがって会計管理局にはもういろいろ今まで申し上げてきましたから、それなりに本人たちも——もう課長については十分対応したということで、問題は、そういう経緯があつたから、今後、こういうことのないように委員長報告に入れてもらいたいということでございます。

吉岡委員長 委員長報告に織り込んでいくということでございますね。

酒井委員 はい。

佐々木委員 会計管理者は呼ばなくてもいいでしょう。

酒井委員 呼ばなくてもでいいのではないのでしょうか。もう十分、話はしていますから。

事務局 明日の本会議での委員長報告に織り込むということでしたら、文言の検討をお願いいたします。あるいは委員長、副委員長、委員からの厳しいご意見があつたということで、再度説諭していただく方法と両方あるかと思っておりますがいかがでしょうか。

佐々木委員 土木では書類の不備があつたら、幾ら最低価格で入札していたとしても入札は無効なんです。2番札にいくのが通例です。だから、安いから、2番目はその差額が何ぼだからとかいう理論じゃありません。書類が不備だったら、もう全部失格なんですよ。一言で言って、1字違つても失格ですからたいへん厳しいんです。参加業者は、そういう中で入札に臨んでいるんです。

阿部委員 この案件で奇異に感じるのは、和解に応じたということなんです。こっちも裁判したわけでしょう、県のほうも。間違いはないということで、要するにそういう不備があつたことに対しては肯定したわけでしょう——県の職員がやったことに対して。それを「裁判所が和解をなさいと言つたから和解をしました」と。そのことそのものが、和解をせずに裁判所がそういうふうに、「いや、それはあなたのところが悪いんですよ」と。

「じゃあ、それなら控訴します」と。今度でも、教員採用問題の訴訟についても高等裁判所に控訴しているじゃないですか。

「裁判所が和解をなさいと勧めたから、この際、和解しようか」というような、こういうような対応というのはいかがなものかなと感じています。

私はこの際、こういうことが2度と起こらないようにということを委員長報告の中でしっかり言うておくことが、議会としても大事なことじゃないかと思います。

吉岡委員長 ほかの委員の皆さんのご意見はいかがですか。（「委員長に一任」と言う者あり）

委員長報告の中に、2度と起こさないようにということも含めて、そういう意見をきちっと入れていくということで、具体的な文言については私と副委員長にお任せをいただくということでよろしいでしょうか。

事務局 会計管理者が待機しておりますがよろしいですか。（「再説明は要らないでしょう」、「もういいでしょう」、「同じことだから」とそれぞれ言う者あり）

吉岡委員長 重ねての会計管理者からの説明は不要ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 それでは、審査報告に関する委員長報告については、今までのご意見を踏まえて、私と副委員長に一任いただくということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、委員長報告についてはそのように進めさせていただきます。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにないようですので、最後に私から一言、ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

吉岡委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。